【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月17日提出
【計算期間】	ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）　第24特定期間 ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）　第24期 ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）　第24特定期間 ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）　第24期 (自 2025年10月21日至 2026年4月20日)
【ファンド名】	ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型） ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型） ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型） ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上　豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤　晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目９番１号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。
＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。
当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（　　） 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型（　　）

属性区分表

ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （限定ヘッジ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型／絶対収益追求型 その他 （　　）

ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （限定ヘッジ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （　　）

ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （　　）

ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （　　） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （　　）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／

公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　一般）） 資産複合 （　　）	（毎月） 日々 その他 （　　）	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング				絶対収益 追求型 その他 （　　）

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧いただけます。
※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するMMＦをいいます。
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「ＭＲＦ及びMMＦの運営に関する規則」に規定するＭＲＦをいいます。
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第２号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいいます。

補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回		信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回		信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回		信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）		信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル		信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本		信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

［ファンドの目的・特色］

ファンドの目的

世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

投資対象

世界（新興国を含みます。以下同じ。）の幅広い種類の公社債等が実質的な主要投資対象です。

- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行います。また、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド（わが国の短期公社債等に投資）への投資も行います。

・ファンドの主な投資対象は以下のとおりです。

国債	政府機関債	社債	モーゲージ証券	資産担保証券	バンクローン

ただし、ハイイールド債券や転換社債などにも投資を行う場合があります。

・経済環境等に応じ、ピムコ社の判断において各債券への投資比率を機動的に変更します。

- モーゲージ証券とは住宅ローン等の債権を担保として、資産担保証券はカード・自動車ローン等のローン債権を担保として発行された証券のことをいいます。
- バンクローンとは、銀行等の金融機関が主に投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付債権（ローン）のことをいいます。
- ！派生商品については金利スワップ取引等に投資を行います。
- ！上記の債券が組入れられない場合や、上記以外の債券が組入れられる場合があります。
- ！モーゲージ証券等は、金利が低下した場合、一般的に期限前償還が増加する傾向にあります。

運用の委託先

投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託（世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資）への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
- ピムコ社（PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC）は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。
ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

- ！運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

為替対応方針

「インカム戦略ファンド<円インカム>」と「インカム戦略ファンド<米ドルインカム>」の2つがあります。

- 「インカム戦略ファンド<円インカム>」は、原則として投資する外国投資信託において、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。
  - ◆ 実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、実質的な組入外貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。
  - ◆ 為替取引を行うにあたっては、日米間の金利差に基づくコストがかかる場合があります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。
- 「インカム戦略ファンド<米ドルインカム>」は、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

運用方法
運用プロセス

投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託において、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは、以下の通りです。

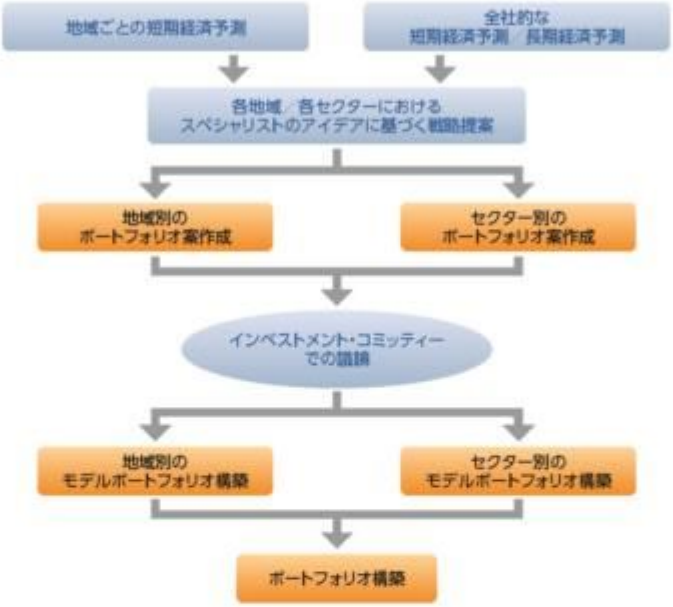

上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

販売会社によっては、取り扱わないファンドがある場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングの際の購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。また、換金するファンドに対して税金がかかります。なお、販売会社によっては、全部または一部のスイッチングの取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

分配方針

<円インカム>(毎月分配型)、<米ドルインカム>(毎月分配型)は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。<円インカム>(年2回分配型)、<米ドルインカム>(年2回分配型)は年2回の決算時(4・10月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

<円インカム>(毎月分配型)、<米ドルインカム>(毎月分配型)

●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

●原則として、配当等収益の水準を考慮して分配します。さらに、基準価額水準に応じて、売買益等を付加して分配する場合があります。

●分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<円インカム>(年2回分配型)、<米ドルインカム>(年2回分配型)

●分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合　　前期決算日から基準価額が下落した場合

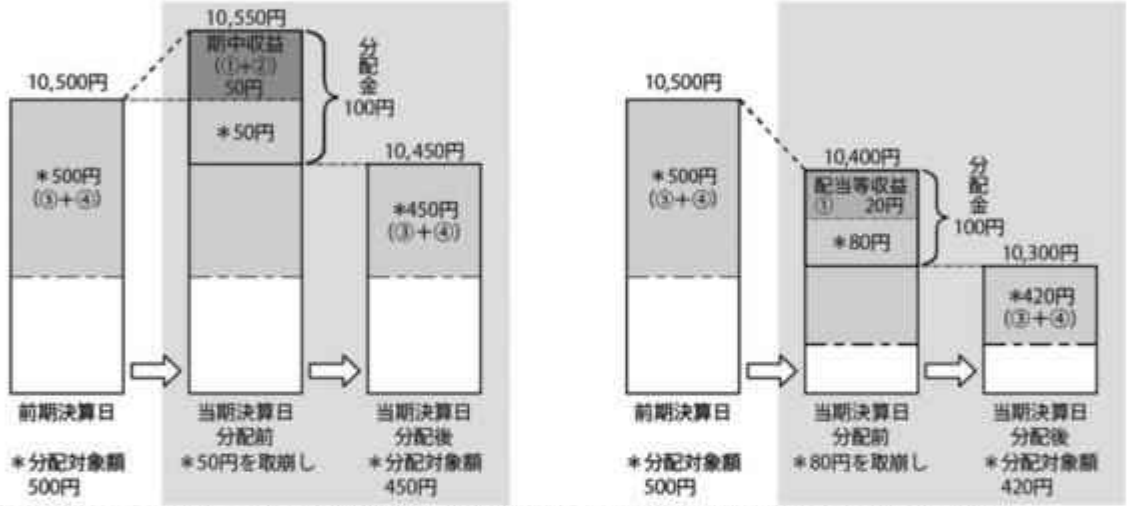

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合　　分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

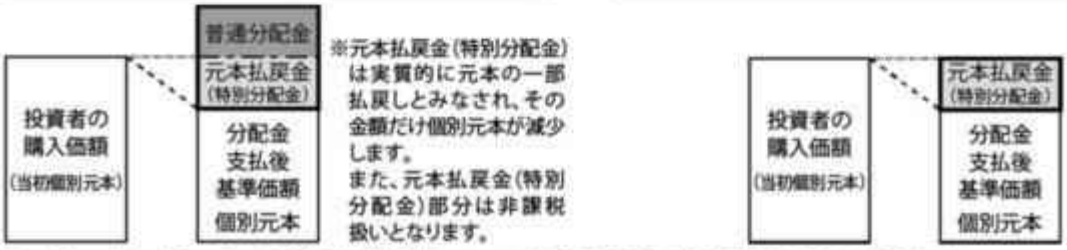

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、「４ 手数料等及び税金 （５）課税上の取扱い」をご参照ください。

■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2014年5月21日　　設定日、信託契約締結、運用開始
2023年1月20日　　信託期間を2024年4月19日までから2029年4月20日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

販売会社	募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金↓↑収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者） 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	委託会社（委託者） 三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社	再委託先 ピムコジャパンリミテッド
信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

投資↓↑損益

投資対象ファンド

投資↓↑損益

有価証券等

②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2026年4月末現在）

・金融商品取引業者登録番号
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第404号
・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱ＵＦＪ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱ＵＦＪ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

「インカム戦略ファンド＜円インカム＞」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＪＰＹ)の投資信託証券への投資を通じて、世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＪＰＹ)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)

原則として、投資する外国投資信託においては、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減をはかります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＵＳＤ)の投資信託証券への投資を通じて、世界（新興国を含みます。）の幅広い種類の公社債等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＵＳＤ)」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。(注)
実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

１．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

２．コマーシャル・ペーパー

３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

＜投資信託証券の概要＞

ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(JPY) ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)	
形態	バミューダ籍・円建外国投資信託
投資態度	ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、利子収益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等
主な投資制限	・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債等への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション※は、原則として0～8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の15%以内で持つことができます。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。 ・各クラスにおいて、保有外貨建て資産に対し、以下の為替対応を行います。 ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY JPY(円)：原則として、当該外国投資信託の純資産総額を米ドル換算した額とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。 USD(米ドル)：原則として、為替ヘッジを行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

原則として「ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)」においては運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資運用会社	三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

運用管理費用（信託報酬）	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年３月４日
決算日	原則として毎年５月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（３）【運用体制】

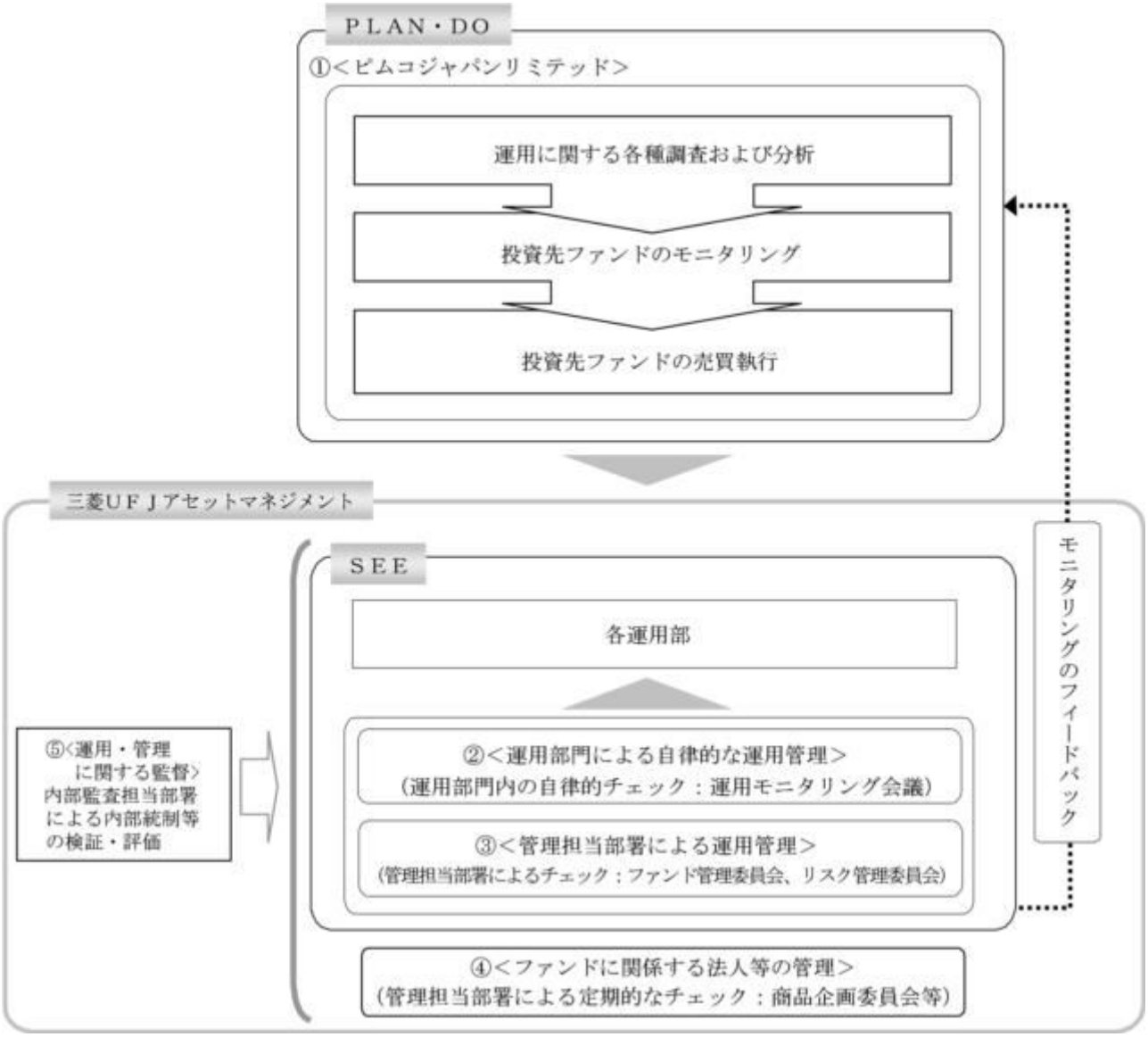

①運用の指図に関する権限の委託
当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②運用部門による自律的な運用管理
委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計

画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

③管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。
なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
「運用担当者に係る事項」　https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、＜円インカム＞（毎月分配型）、＜米ドルインカム＞（毎月分配型）については、第２決算時までの間は、収益の分配は行いません。

①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ｂ．ａ．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ｃ．信託財産の一部解約等の事由により、ｂ．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純

資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

ａ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ｃ．収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。
ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。
（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債等の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債等の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

「インカム戦略ファンド＜円インカム＞」
実質的な組入外貨建資産の米ドル換算した額については、米ドル売り、円買いの為替取引を行い、円に対する米ドルの為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、組入外貨のうち、米ドル以外の通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、円の金利が米ドルの金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

「インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞」
実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等（バンクローンを含みます。以下同じ。）の発行者や取引先等の

経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

当ファンドは、格付けの低い公社債等も投資対象としており、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

※留意事項

・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

②リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

③内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

円インカム（毎月分配型）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移
（2021年5月末～2026年4月末）

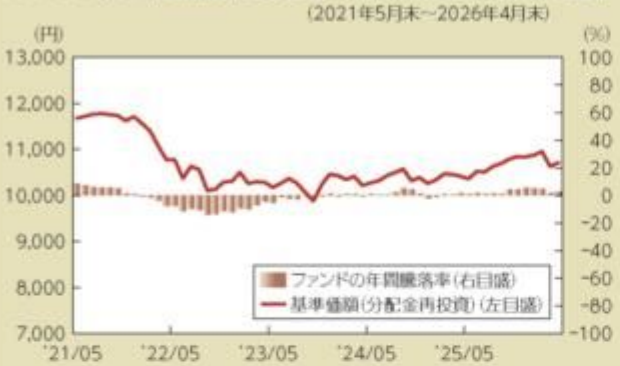

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
（2021年5月末～2026年4月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円インカム（年2回分配型）

● ファンドの年間騰落率および基準価額（分配金再投資）の推移
（2021年5月末～2026年4月末）

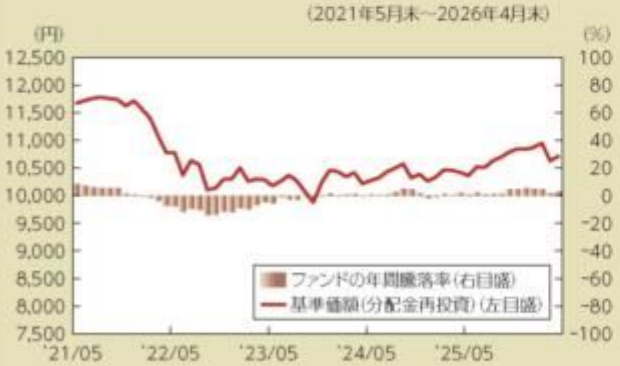

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
（2021年5月末～2026年4月末）

（注）全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

米ドルインカム（毎月分配型）

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

米ドルインカム（年2回分配型）

- 基準価額（分配金再投資）は分配金（税引前）を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。
※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.848%（税抜1.68%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

１万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）
※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	0.95%	0.7%	0.03%
300億円超の部分	0.85%	0.8%	0.03%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年３、６、９、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから３ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%以内（税抜 年0.6%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（４）【その他の手数料等】

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

投資対象とする投資信託証券には監査費用等の諸費用が別途かかります。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税５%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。
20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。
特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315％（所得税15.315％、地方税５％）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。
解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税
受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。
買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について
①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2025年10月21日～2026年4月20日)における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
円インカム(毎月分配型)	1.87%	1.85%	0.02%
円インカム(年2回分配型)	1.87%	1.85%	0.02%
米ドルインカム(毎月分配型)	1.87%	1.85%	0.02%
米ドルインカム(年2回分配型)	1.87%	1.85%	0.02%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。
※入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

５【運用状況】

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	3,152,935,759	98.03
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	63,296,700	1.97
純資産総額		3,216,242,540	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＪＰＹ)	419,106.1756	7,620	3,193,589,058	7,523	3,152,935,759	98.03
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.03

親投資信託受益証券	0.00
合計	98.03

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24計算期間末日　(2016年 5月20日)	419,395,122	420,243,216	9,890	9,910
第25計算期間末日　(2016年 6月20日)	435,129,678	436,007,558	9,913	9,933
第26計算期間末日　(2016年 7月20日)	477,541,531	478,493,228	10,036	10,056
第27計算期間末日　(2016年 8月22日)	815,954,821	817,580,877	10,036	10,056
第28計算期間末日　(2016年 9月20日)	934,047,391	935,911,912	10,019	10,039
第29計算期間末日　(2016年10月20日)	1,137,347,268	1,139,601,163	10,092	10,112
第30計算期間末日　(2016年11月21日)	1,847,209,800	1,850,909,495	9,986	10,006
第31計算期間末日　(2016年12月20日)	2,997,077,148	3,003,066,388	10,008	10,028
第32計算期間末日　(2017年 1月20日)	3,541,937,308	3,548,996,593	10,035	10,055
第33計算期間末日　(2017年 2月20日)	3,879,612,848	3,887,306,153	10,086	10,106
第34計算期間末日　(2017年 3月21日)	5,745,467,257	5,756,813,793	10,127	10,147
第35計算期間末日　(2017年 4月20日)	6,103,921,402	6,115,928,506	10,167	10,187
第36計算期間末日　(2017年 5月22日)	7,028,434,842	7,042,183,409	10,224	10,244
第37計算期間末日　(2017年 6月20日)	7,892,498,375	7,907,888,689	10,256	10,276
第38計算期間末日　(2017年 7月20日)	9,036,231,917	9,053,854,837	10,255	10,275
第39計算期間末日　(2017年 8月21日)	10,126,233,500	10,145,990,890	10,251	10,271
第40計算期間末日　(2017年 9月20日)	11,286,147,273	11,308,104,826	10,280	10,300
第41計算期間末日　(2017年10月20日)	12,395,013,239	12,413,109,773	10,274	10,289
第42計算期間末日　(2017年11月20日)	13,186,926,298	13,206,231,098	10,246	10,261
第43計算期間末日　(2017年12月20日)	13,388,976,263	13,408,627,301	10,220	10,235
第44計算期間末日　(2018年 1月22日)	13,433,366,906	13,453,174,292	10,173	10,188
第45計算期間末日　(2018年 2月20日)	13,489,088,788	13,509,139,921	10,091	10,106
第46計算期間末日　(2018年 3月20日)	13,538,434,989	13,558,637,009	10,052	10,067
第47計算期間末日　(2018年 4月20日)	13,545,654,204	13,565,898,306	10,037	10,052
第48計算期間末日　(2018年 5月21日)	13,356,839,717	13,377,032,756	9,922	9,937
第49計算期間末日　(2018年 6月20日)	13,342,748,452	13,356,237,211	9,892	9,902
第50計算期間末日　(2018年 7月20日)	13,433,490,095	13,447,021,660	9,928	9,938

第51計算期間末日	(2018年 8月20日)	13,423,623,141	13,443,974,128	9,894	9,909
第52計算期間末日	(2018年 9月20日)	13,225,389,340	13,245,617,062	9,807	9,822
第53計算期間末日	(2018年10月22日)	13,075,249,356	13,095,278,495	9,792	9,807
第54計算期間末日	(2018年11月20日)	12,903,762,731	12,923,614,646	9,750	9,765
第55計算期間末日	(2018年12月20日)	12,864,630,049	12,884,441,844	9,740	9,755
第56計算期間末日	(2019年 1月21日)	12,764,231,865	12,783,767,636	9,801	9,816
第57計算期間末日	(2019年 2月20日)	12,781,566,988	12,801,007,654	9,862	9,877
第58計算期間末日	(2019年 3月20日)	12,712,498,142	12,731,720,830	9,920	9,935
第59計算期間末日	(2019年 4月22日)	12,672,308,427	12,691,367,990	9,973	9,988
第60計算期間末日	(2019年 5月20日)	12,597,948,490	12,610,597,981	9,959	9,969
第61計算期間末日	(2019年 6月20日)	12,449,523,355	12,461,895,242	10,063	10,073
第62計算期間末日	(2019年 7月22日)	12,332,008,797	12,344,248,589	10,075	10,085
第63計算期間末日	(2019年 8月20日)	12,038,475,767	12,050,536,559	9,981	9,991
第64計算期間末日	(2019年 9月20日)	11,888,082,979	11,900,004,847	9,972	9,982
第65計算期間末日	(2019年10月21日)	11,791,583,491	11,797,477,459	10,003	10,008
第66計算期間末日	(2019年11月20日)	11,513,881,155	11,519,642,211	9,993	9,998
第67計算期間末日	(2019年12月20日)	11,313,512,271	11,319,148,174	10,037	10,042
第68計算期間末日	(2020年 1月20日)	11,215,420,704	11,220,973,698	10,099	10,104
第69計算期間末日	(2020年 2月20日)	10,890,698,228	10,896,074,315	10,129	10,134
第70計算期間末日	(2020年 3月23日)	9,201,442,896	9,211,852,008	8,840	8,850
第71計算期間末日	(2020年 4月20日)	9,533,628,663	9,543,801,572	9,372	9,382
第72計算期間末日	(2020年 5月20日)	9,446,667,365	9,456,665,638	9,448	9,458
第73計算期間末日	(2020年 6月22日)	9,481,815,646	9,491,517,007	9,774	9,784
第74計算期間末日	(2020年 7月20日)	9,357,596,049	9,381,455,971	9,805	9,830
第75計算期間末日	(2020年 8月20日)	9,209,144,246	9,232,475,256	9,868	9,893
第76計算期間末日	(2020年 9月23日)	9,018,482,315	9,041,331,428	9,867	9,892
第77計算期間末日	(2020年10月20日)	8,916,880,074	8,939,451,812	9,876	9,901
第78計算期間末日	(2020年11月20日)	8,922,817,308	8,936,134,108	10,051	10,066
第79計算期間末日	(2020年12月21日)	8,877,260,796	8,890,333,081	10,186	10,201
第80計算期間末日	(2021年 1月20日)	8,829,542,030	8,842,524,731	10,202	10,217
第81計算期間末日	(2021年 2月22日)	8,724,629,517	8,737,430,126	10,224	10,239
第82計算期間末日	(2021年 3月22日)	8,564,301,168	8,576,993,574	10,121	10,136
第83計算期間末日	(2021年 4月20日)	8,436,087,963	8,448,548,378	10,155	10,170
第84計算期間末日	(2021年 5月20日)	8,326,827,129	8,343,233,166	10,151	10,171
第85計算期間末日	(2021年 6月21日)	8,009,587,448	8,025,349,301	10,163	10,183
第86計算期間末日	(2021年 7月20日)	7,960,949,603	7,976,606,179	10,169	10,189
第87計算期間末日	(2021年 8月20日)	7,907,895,455	7,923,458,829	10,162	10,182
第88計算期間末日	(2021年 9月21日)	7,855,189,695	7,866,738,174	10,203	10,218
第89計算期間末日	(2021年10月20日)	7,752,776,143	7,764,208,930	10,172	10,187
第90計算期間末日	(2021年11月22日)	7,573,314,583	7,584,534,684	10,125	10,140
第91計算期間末日	(2021年12月20日)	7,403,760,355	7,414,807,843	10,053	10,068
第92計算期間末日	(2022年 1月20日)	7,228,376,676	7,239,224,411	9,995	10,010

第93計算期間末日	(2022年 2月21日)	6,996,097,525	7,006,724,535	9,875	9,890
第94計算期間末日	(2022年 3月22日)	6,443,123,595	6,453,316,088	9,482	9,497
第95計算期間末日	(2022年 4月20日)	6,239,654,272	6,249,704,029	9,313	9,328
第96計算期間末日	(2022年 5月20日)	5,961,423,097	5,971,248,983	9,101	9,116
第97計算期間末日	(2022年 6月20日)	5,697,160,732	5,719,750,765	8,827	8,862
第98計算期間末日	(2022年 7月20日)	5,614,879,564	5,637,078,015	8,853	8,888
第99計算期間末日	(2022年 8月22日)	5,589,976,867	5,611,706,872	9,004	9,039
第100計算期間末日	(2022年 9月20日)	5,373,364,835	5,394,827,315	8,763	8,798
第101計算期間末日	(2022年10月20日)	5,054,271,459	5,075,358,370	8,389	8,424
第102計算期間末日	(2022年11月21日)	5,127,569,727	5,142,530,996	8,568	8,593
第103計算期間末日	(2022年12月20日)	5,153,257,823	5,168,174,900	8,637	8,662
第104計算期間末日	(2023年 1月20日)	5,212,756,626	5,227,667,651	8,740	8,765
第105計算期間末日	(2023年 2月20日)	5,062,871,141	5,068,766,503	8,588	8,598
第106計算期間末日	(2023年 3月20日)	4,998,483,515	5,004,337,081	8,539	8,549
第107計算期間末日	(2023年 4月20日)	4,925,096,447	4,930,883,075	8,511	8,521
第108計算期間末日	(2023年 5月22日)	4,805,824,593	4,808,662,052	8,469	8,474
第109計算期間末日	(2023年 6月20日)	4,730,622,718	4,733,405,672	8,499	8,504
第110計算期間末日	(2023年 7月20日)	4,746,024,868	4,748,793,439	8,571	8,576
第111計算期間末日	(2023年 8月21日)	4,595,249,461	4,597,976,337	8,426	8,431
第112計算期間末日	(2023年 9月20日)	4,516,512,187	4,519,193,257	8,423	8,428
第113計算期間末日	(2023年10月20日)	4,260,104,405	4,262,722,668	8,135	8,140
第114計算期間末日	(2023年11月20日)	4,305,298,934	4,307,871,734	8,367	8,372
第115計算期間末日	(2023年12月20日)	4,352,222,351	4,354,754,435	8,594	8,599
第116計算期間末日	(2024年 1月22日)	4,291,107,227	4,293,614,166	8,558	8,563
第117計算期間末日	(2024年 2月20日)	4,179,875,936	4,182,326,512	8,528	8,533
第118計算期間末日	(2024年 3月21日)	4,122,114,128	4,124,520,397	8,565	8,570
第119計算期間末日	(2024年 4月22日)	3,996,127,420	3,998,510,252	8,385	8,390
第120計算期間末日	(2024年 5月20日)	4,024,263,631	4,026,626,720	8,515	8,520
第121計算期間末日	(2024年 6月20日)	3,985,828,615	3,988,172,925	8,501	8,506
第122計算期間末日	(2024年 7月22日)	3,929,283,186	3,931,584,500	8,537	8,542
第123計算期間末日	(2024年 8月20日)	3,912,191,421	3,914,461,883	8,615	8,620
第124計算期間末日	(2024年 9月20日)	3,891,328,079	3,893,566,081	8,694	8,699
第125計算期間末日	(2024年10月21日)	3,790,719,956	3,792,935,904	8,553	8,558
第126計算期間末日	(2024年11月20日)	3,709,371,004	3,711,563,294	8,460	8,465
第127計算期間末日	(2024年12月20日)	3,625,154,978	3,627,313,367	8,398	8,403
第128計算期間末日	(2025年 1月20日)	3,620,299,802	3,622,452,945	8,407	8,412
第129計算期間末日	(2025年 2月20日)	3,625,629,997	3,627,762,857	8,499	8,504
第130計算期間末日	(2025年 3月21日)	3,616,366,512	3,618,477,538	8,565	8,570
第131計算期間末日	(2025年 4月21日)	3,478,286,568	3,482,415,789	8,424	8,434
第132計算期間末日	(2025年 5月20日)	3,455,473,745	3,459,569,485	8,437	8,447
第133計算期間末日	(2025年 6月20日)	3,341,062,397	3,344,996,103	8,493	8,503
第134計算期間末日	(2025年 7月22日)	3,340,021,718	3,343,931,918	8,542	8,552

第135計算期間末日　(2025年 8月20日)	3,331,048,781	3,334,925,584	8,592	8,602
第136計算期間末日　(2025年 9月22日)	3,353,241,001	3,357,101,411	8,686	8,696
第137計算期間末日　(2025年10月20日)	3,379,777,744	3,381,705,764	8,765	8,770
第138計算期間末日　(2025年11月20日)	3,346,035,550	3,347,950,912	8,735	8,740
第139計算期間末日　(2025年12月22日)	3,346,090,324	3,347,998,790	8,766	8,771
第140計算期間末日　(2026年 1月20日)	3,341,109,494	3,344,913,045	8,784	8,794
第141計算期間末日　(2026年 2月20日)	3,347,512,328	3,351,302,650	8,832	8,842
第142計算期間末日　(2026年 3月23日)	3,231,358,840	3,235,131,404	8,565	8,575
第143計算期間末日　(2026年 4月20日)	3,278,780,096	3,282,525,594	8,754	8,764
2025年 4月末日	3,497,557,002	—	8,509	—
5月末日	3,351,089,912	—	8,449	—
6月末日	3,370,078,138	—	8,569	—
7月末日	3,339,301,194	—	8,553	—
8月末日	3,349,119,846	—	8,640	—
9月末日	3,353,528,650	—	8,683	—
10月末日	3,364,710,669	—	8,754	—
11月末日	3,369,448,104	—	8,794	—
12月末日	3,347,004,466	—	8,783	—
2026年 1月末日	3,342,488,530	—	8,803	—
2月末日	3,357,787,961	—	8,856	—
3月末日	3,220,871,823	—	8,587	—
4月末日	3,216,242,540	—	8,640	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第24計算期間	20円
第25計算期間	20円
第26計算期間	20円
第27計算期間	20円
第28計算期間	20円
第29計算期間	20円
第30計算期間	20円
第31計算期間	20円
第32計算期間	20円
第33計算期間	20円
第34計算期間	20円
第35計算期間	20円
第36計算期間	20円
第37計算期間	20円
第38計算期間	20円
第39計算期間	20円
第40計算期間	20円

第41計算期間	15円
第42計算期間	15円
第43計算期間	15円
第44計算期間	15円
第45計算期間	15円
第46計算期間	15円
第47計算期間	15円
第48計算期間	15円
第49計算期間	10円
第50計算期間	10円
第51計算期間	15円
第52計算期間	15円
第53計算期間	15円
第54計算期間	15円
第55計算期間	15円
第56計算期間	15円
第57計算期間	15円
第58計算期間	15円
第59計算期間	15円
第60計算期間	10円
第61計算期間	10円
第62計算期間	10円
第63計算期間	10円
第64計算期間	10円
第65計算期間	5円
第66計算期間	5円
第67計算期間	5円
第68計算期間	5円
第69計算期間	5円
第70計算期間	10円
第71計算期間	10円
第72計算期間	10円
第73計算期間	10円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	15円
第79計算期間	15円
第80計算期間	15円
第81計算期間	15円
第82計算期間	15円

第83計算期間	15円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	15円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	15円
第95計算期間	15円
第96計算期間	15円
第97計算期間	35円
第98計算期間	35円
第99計算期間	35円
第100計算期間	35円
第101計算期間	35円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	10円
第106計算期間	10円
第107計算期間	10円
第108計算期間	5円
第109計算期間	5円
第110計算期間	5円
第111計算期間	5円
第112計算期間	5円
第113計算期間	5円
第114計算期間	5円
第115計算期間	5円
第116計算期間	5円
第117計算期間	5円
第118計算期間	5円
第119計算期間	5円
第120計算期間	5円
第121計算期間	5円
第122計算期間	5円
第123計算期間	5円
第124計算期間	5円

第125計算期間	5円
第126計算期間	5円
第127計算期間	5円
第128計算期間	5円
第129計算期間	5円
第130計算期間	5円
第131計算期間	10円
第132計算期間	10円
第133計算期間	10円
第134計算期間	10円
第135計算期間	10円
第136計算期間	10円
第137計算期間	5円
第138計算期間	5円
第139計算期間	5円
第140計算期間	10円
第141計算期間	10円
第142計算期間	10円
第143計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第24計算期間	0.85
第25計算期間	0.43
第26計算期間	1.44
第27計算期間	0.19
第28計算期間	0.02
第29計算期間	0.92
第30計算期間	△0.85
第31計算期間	0.42
第32計算期間	0.46
第33計算期間	0.70
第34計算期間	0.60
第35計算期間	0.59
第36計算期間	0.75
第37計算期間	0.50
第38計算期間	0.18
第39計算期間	0.15
第40計算期間	0.47
第41計算期間	0.08
第42計算期間	△0.12
第43計算期間	△0.10

第44計算期間	△0.31
第45計算期間	△0.65
第46計算期間	△0.23
第47計算期間	0.00
第48計算期間	△0.99
第49計算期間	△0.20
第50計算期間	0.46
第51計算期間	△0.19
第52計算期間	△0.72
第53計算期間	0.00
第54計算期間	△0.27
第55計算期間	0.05
第56計算期間	0.78
第57計算期間	0.77
第58計算期間	0.74
第59計算期間	0.68
第60計算期間	△0.04
第61計算期間	1.14
第62計算期間	0.21
第63計算期間	△0.83
第64計算期間	0.01
第65計算期間	0.36
第66計算期間	△0.04
第67計算期間	0.49
第68計算期間	0.66
第69計算期間	0.34
第70計算期間	△12.62
第71計算期間	6.13
第72計算期間	0.91
第73計算期間	3.55
第74計算期間	0.57
第75計算期間	0.89
第76計算期間	0.24
第77計算期間	0.34
第78計算期間	1.92
第79計算期間	1.49
第80計算期間	0.30
第81計算期間	0.36
第82計算期間	△0.86
第83計算期間	0.48
第84計算期間	0.15
第85計算期間	0.31

第86計算期間	0.25
第87計算期間	0.12
第88計算期間	0.55
第89計算期間	△0.15
第90計算期間	△0.31
第91計算期間	△0.56
第92計算期間	△0.42
第93計算期間	△1.05
第94計算期間	△3.82
第95計算期間	△1.62
第96計算期間	△2.11
第97計算期間	△2.62
第98計算期間	0.69
第99計算期間	2.10
第100計算期間	△2.28
第101計算期間	△3.86
第102計算期間	2.43
第103計算期間	1.09
第104計算期間	1.48
第105計算期間	△1.62
第106計算期間	△0.45
第107計算期間	△0.21
第108計算期間	△0.43
第109計算期間	0.41
第110計算期間	0.90
第111計算期間	△1.63
第112計算期間	0.02
第113計算期間	△3.35
第114計算期間	2.91
第115計算期間	2.77
第116計算期間	△0.36
第117計算期間	△0.29
第118計算期間	0.49
第119計算期間	△2.04
第120計算期間	1.61
第121計算期間	△0.10
第122計算期間	0.48
第123計算期間	0.97
第124計算期間	0.97
第125計算期間	△1.56
第126計算期間	△1.02
第127計算期間	△0.67

第128計算期間	0.16
第129計算期間	1.15
第130計算期間	0.83
第131計算期間	△1.52
第132計算期間	0.27
第133計算期間	0.78
第134計算期間	0.69
第135計算期間	0.70
第136計算期間	1.21
第137計算期間	0.96
第138計算期間	△0.28
第139計算期間	0.41
第140計算期間	0.31
第141計算期間	0.66
第142計算期間	△2.90
第143計算期間	2.32

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第24計算期間	—	15,111,267	424,047,180
第25計算期間	15,377,243	484,309	438,940,114
第26計算期間	45,908,458	9,000,000	475,848,572
第27計算期間	338,179,834	1,000,000	813,028,406
第28計算期間	124,095,295	4,863,023	932,260,678
第29計算期間	212,940,308	18,253,248	1,126,947,738
第30計算期間	728,275,366	5,375,517	1,849,847,587
第31計算期間	1,148,167,543	3,394,913	2,994,620,217
第32計算期間	536,022,626	1,000,000	3,529,642,843
第33計算期間	364,044,092	47,034,089	3,846,652,846
第34計算期間	1,836,006,171	9,390,916	5,673,268,101
第35計算期間	387,689,829	57,405,523	6,003,552,407
第36計算期間	997,617,261	126,886,153	6,874,283,515
第37計算期間	840,389,678	19,516,003	7,695,157,190
第38計算期間	1,120,347,010	4,043,952	8,811,460,248
第39計算期間	1,069,161,972	1,927,021	9,878,695,199
第40計算期間	1,176,872,560	76,790,951	10,978,776,808
第41計算期間	1,196,247,535	110,667,877	12,064,356,466
第42計算期間	862,799,816	57,289,120	12,869,867,162
第43計算期間	264,654,873	33,829,556	13,100,692,479
第44計算期間	186,057,986	81,826,380	13,204,924,085
第45計算期間	206,411,221	43,912,859	13,367,422,447

第46計算期間	245,001,510	144,410,213	13,468,013,744
第47計算期間	88,362,850	60,308,471	13,496,068,123
第48計算期間	88,880,362	122,921,968	13,462,026,517
第49計算期間	84,187,461	57,454,109	13,488,759,869
第50計算期間	182,026,111	139,220,006	13,531,565,974
第51計算期間	91,738,541	55,979,656	13,567,324,859
第52計算期間	86,430,252	168,606,670	13,485,148,441
第53計算期間	103,128,420	235,517,429	13,352,759,432
第54計算期間	77,875,343	196,024,731	13,234,610,044
第55計算期間	79,334,123	106,080,538	13,207,863,629
第56計算期間	30,039,919	214,055,731	13,023,847,817
第57計算期間	35,075,610	98,478,780	12,960,444,647
第58計算期間	12,041,855	157,360,862	12,815,125,640
第59計算期間	66,284,560	175,034,664	12,706,375,536
第60計算期間	46,451,053	103,334,672	12,649,491,917
第61計算期間	43,744,813	321,349,621	12,371,887,109
第62計算期間	57,758,243	189,852,710	12,239,792,642
第63計算期間	8,727,372	187,727,484	12,060,792,530
第64計算期間	1,986,482	140,910,396	11,921,868,616
第65計算期間	7,525,897	141,457,635	11,787,936,878
第66計算期間	9,463,609	275,286,645	11,522,113,842
第67計算期間	1,183,969	251,490,760	11,271,807,051
第68計算期間	741,317	166,559,697	11,105,988,671
第69計算期間	30,604,521	384,417,460	10,752,175,732
第70計算期間	1,708,917	344,772,259	10,409,112,390
第71計算期間	10,776,200	246,979,024	10,172,909,566
第72計算期間	1,591,996	176,228,067	9,998,273,495
第73計算期間	34,164,040	331,076,165	9,701,361,370
第74計算期間	1,953,046	159,345,317	9,543,969,099
第75計算期間	36,104,846	247,669,907	9,332,404,038
第76計算期間	8,705,048	201,463,813	9,139,645,273
第77計算期間	3,811,537	114,761,516	9,028,695,294
第78計算期間	14,346,307	165,174,831	8,877,866,770
第79計算期間	7,063,545	170,073,268	8,714,857,047
第80計算期間	17,546,238	77,268,727	8,655,134,558
第81計算期間	3,236,615	124,631,437	8,533,739,736
第82計算期間	2,706,167	74,841,835	8,461,604,068
第83計算期間	2,254,093	156,914,518	8,306,943,643
第84計算期間	2,249,877	106,174,633	8,203,018,887
第85計算期間	7,757,803	329,850,112	7,880,926,578
第86計算期間	3,007,813	55,645,976	7,828,288,415
第87計算期間	3,659,292	50,260,455	7,781,687,252

第88計算期間	3,019,956	85,720,836	7,698,986,372
第89計算期間	6,061,816	83,189,841	7,621,858,347
第90計算期間	2,270,526	144,061,069	7,480,067,804
第91計算期間	2,284,432	117,359,584	7,364,992,652
第92計算期間	5,180,180	138,349,246	7,231,823,586
第93計算期間	2,776,885	149,926,695	7,084,673,776
第94計算期間	2,352,761	292,030,955	6,794,995,582
第95計算期間	4,064,474	99,221,406	6,699,838,650
第96計算期間	2,502,483	151,749,905	6,550,591,228
第97計算期間	2,564,899	98,860,984	6,454,295,143
第98計算期間	7,822,217	119,702,549	6,342,414,811
第99計算期間	6,186,990	140,028,901	6,208,572,900
第100計算期間	17,142,953	93,578,540	6,132,137,313
第101計算期間	6,299,635	113,605,030	6,024,831,918
第102計算期間	6,606,772	46,930,879	5,984,507,811
第103計算期間	9,459,917	27,136,809	5,966,830,919
第104計算期間	26,569,694	28,990,573	5,964,410,040
第105計算期間	4,574,977	73,622,216	5,895,362,801
第106計算期間	1,867,707	43,663,715	5,853,566,793
第107計算期間	1,880,613	68,819,210	5,786,628,196
第108計算期間	5,478,744	117,188,073	5,674,918,867
第109計算期間	950,306	109,959,836	5,565,909,337
第110計算期間	947,511	29,713,867	5,537,142,981
第111計算期間	1,698,078	85,088,923	5,453,752,136
第112計算期間	956,838	92,568,694	5,362,140,280
第113計算期間	957,746	126,570,701	5,236,527,325
第114計算期間	992,243	91,919,567	5,145,600,001
第115計算期間	1,321,026	82,751,664	5,064,169,363
第116計算期間	940,387	51,230,006	5,013,879,744
第117計算期間	944,894	113,672,307	4,901,152,331
第118計算期間	948,770	89,561,644	4,812,539,457
第119計算期間	945,226	47,819,108	4,765,665,575
第120計算期間	966,081	40,451,767	4,726,179,889
第121計算期間	951,898	38,509,803	4,688,621,984
第122計算期間	954,025	86,947,205	4,602,628,804
第123計算期間	950,562	62,655,254	4,540,924,112
第124計算期間	1,267,907	66,187,186	4,476,004,833
第125計算期間	934,485	45,041,877	4,431,897,441
第126計算期間	950,437	48,267,181	4,384,580,697
第127計算期間	13,892,815	81,695,174	4,316,778,338
第128計算期間	969,117	11,459,840	4,306,287,615
第129計算期間	1,296,703	41,863,935	4,265,720,383

第130計算期間	958,741	44,625,691	4,222,053,433
第131計算期間	951,913	93,784,047	4,129,221,299
第132計算期間	7,847,682	41,328,578	4,095,740,403
第133計算期間	1,936,126	163,969,841	3,933,706,688
第134計算期間	1,925,643	25,432,185	3,910,200,146
第135計算期間	1,916,850	35,313,819	3,876,803,177
第136計算期間	1,907,926	18,300,899	3,860,410,204
第137計算期間	1,889,474	6,258,271	3,856,041,407
第138計算期間	937,301	26,253,960	3,830,724,748
第139計算期間	12,313,739	26,104,997	3,816,933,490
第140計算期間	938,268	14,320,147	3,803,551,611
第141計算期間	1,873,752	15,102,781	3,790,322,582
第142計算期間	1,865,690	19,623,647	3,772,564,625
第143計算期間	1,926,029	28,992,093	3,745,498,561

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,214,713,452	98.43
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	19,378,523	1.57
純資産総額		1,234,102,056	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(％)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＪＰＹ)	161,466.6293	7,620	1,230,375,715	7,523	1,214,713,452	98.43
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.43
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.43

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 （1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末日　(2016年10月20日)	255,366,070	255,606,708	10,612	10,622
第6計算期間末日　(2017年 4月20日)	1,084,327,179	1,085,330,292	10,810	10,820
第7計算期間末日　(2017年10月20日)	4,542,949,152	4,547,065,304	11,037	11,047
第8計算期間末日　(2018年 4月20日)	6,839,499,293	6,845,792,440	10,868	10,878
第9計算期間末日　(2018年10月22日)	7,106,789,847	7,113,444,253	10,680	10,690
第10計算期間末日　(2019年 4月22日)	7,213,561,973	7,220,139,771	10,967	10,977
第11計算期間末日　(2019年10月21日)	6,887,443,500	6,893,676,605	11,050	11,060
第12計算期間末日　(2020年 4月20日)	5,593,541,901	5,598,927,048	10,387	10,397
第13計算期間末日　(2020年10月20日)	5,027,534,398	5,032,075,307	11,072	11,082
第14計算期間末日　(2021年 4月20日)	4,561,268,734	4,565,243,639	11,475	11,485
第15計算期間末日　(2021年10月20日)	4,092,563,739	4,096,089,192	11,609	11,619
第16計算期間末日　(2022年 4月20日)	3,312,673,670	3,315,764,904	10,716	10,726
第17計算期間末日　(2022年10月20日)	2,723,172,715	2,723,172,715	9,864	9,864
第18計算期間末日　(2023年 4月20日)	2,529,323,722	2,531,823,173	10,120	10,130
第19計算期間末日　(2023年10月20日)	2,062,716,816	2,062,716,816	9,707	9,707
第20計算期間末日　(2024年 4月22日)	1,806,280,636	1,806,280,636	10,040	10,040
第21計算期間末日　(2024年10月21日)	1,675,389,599	1,675,389,599	10,277	10,277
第22計算期間末日　(2025年 4月21日)	1,477,755,934	1,479,211,258	10,154	10,164
第23計算期間末日　(2025年10月20日)	1,369,600,970	1,370,890,243	10,623	10,633
第24計算期間末日　(2026年 4月20日)	1,258,444,478	1,259,624,944	10,661	10,671
2025年 4月末日	1,486,530,162	—	10,257	—
5月末日	1,469,925,896	—	10,197	—
6月末日	1,461,483,644	—	10,354	—
7月末日	1,443,508,344	—	10,346	—
8月末日	1,406,623,449	—	10,464	—
9月末日	1,387,657,588	—	10,528	—
10月末日	1,357,810,303	—	10,610	—
11月末日	1,343,836,159	—	10,665	—
12月末日	1,316,886,477	—	10,657	—

2026年 1月末日	1,296,185,533	―	10,694	―
2月末日	1,299,144,565	―	10,769	―
3月末日	1,241,319,511	―	10,455	―
4月末日	1,234,102,056	―	10,522	―

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	0円
第18計算期間	10円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	3.94
第6計算期間	1.96
第7計算期間	2.19
第8計算期間	△1.44
第9計算期間	△1.63
第10計算期間	2.78
第11計算期間	0.84
第12計算期間	△5.90
第13計算期間	6.69
第14計算期間	3.73
第15計算期間	1.25
第16計算期間	△7.60
第17計算期間	△7.95

第18計算期間	2.69
第19計算期間	△4.08
第20計算期間	3.43
第21計算期間	2.36
第22計算期間	△1.09
第23計算期間	4.71
第24計算期間	0.45

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	102,430,934	18,446,142	240,638,421
第6計算期間	784,799,089	22,323,577	1,003,113,933
第7計算期間	3,138,977,605	25,939,270	4,116,152,268
第8計算期間	2,391,481,256	214,486,127	6,293,147,397
第9計算期間	657,316,573	296,057,781	6,654,406,189
第10計算期間	402,041,143	478,648,948	6,577,798,384
第11計算期間	85,821,008	430,513,433	6,233,105,959
第12計算期間	22,330,523	870,289,228	5,385,147,254
第13計算期間	9,721,470	853,958,908	4,540,909,816
第14計算期間	220,341,918	786,346,516	3,974,905,218
第15計算期間	18,193,411	467,644,656	3,525,453,973
第16計算期間	7,648,947	441,868,835	3,091,234,085
第17計算期間	20,606,670	351,051,416	2,760,789,339
第18計算期間	15,034,927	276,372,942	2,499,451,324
第19計算期間	14,042,808	388,517,419	2,124,976,713
第20計算期間	60,999,338	386,913,508	1,799,062,543
第21計算期間	226,627	169,098,472	1,630,190,698
第22計算期間	4,136,275	179,002,617	1,455,324,356
第23計算期間	168,039	166,219,262	1,289,273,133
第24計算期間	164,033	108,970,333	1,180,466,833

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	41,005,916,447	98.00
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産（負債控除後）	―	835,407,362	2.00
純資産総額		41,841,333,890	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＵＳＤ)	3,271,835.6696	12,508.98	40,927,333,324	12,533	41,005,916,447	98.00
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.00
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第24計算期間末日　(2016年 5月20日)	3,636,760,049	3,647,919,208	9,777	9,807
第25計算期間末日　(2016年 6月20日)	3,475,138,584	3,486,349,491	9,299	9,329
第26計算期間末日　(2016年 7月20日)	3,861,306,653	3,873,382,493	9,593	9,623
第27計算期間末日　(2016年 8月22日)	4,239,996,536	4,254,057,855	9,046	9,076
第28計算期間末日　(2016年 9月20日)	4,455,469,144	4,470,044,279	9,171	9,201
第29計算期間末日　(2016年10月20日)	4,931,384,374	4,947,159,397	9,378	9,408
第30計算期間末日　(2016年11月21日)	5,904,271,083	5,922,104,234	9,933	9,963
第31計算期間末日　(2016年12月20日)	6,662,217,387	6,681,212,864	10,522	10,552
第32計算期間末日　(2017年 1月20日)	7,019,110,222	7,039,327,312	10,416	10,446
第33計算期間末日　(2017年 2月20日)	7,389,132,719	7,410,763,644	10,248	10,278
第34計算期間末日　(2017年 3月21日)	7,906,828,750	7,929,921,652	10,272	10,302
第35計算期間末日　(2017年 4月20日)	8,293,917,829	8,318,829,112	9,988	10,018

第36計算期間末日	(2017年 5月22日)	9,221,270,944	9,248,183,194	10,279	10,309
第37計算期間末日	(2017年 6月20日)	9,930,423,507	9,959,376,553	10,290	10,320
第38計算期間末日	(2017年 7月20日)	10,499,883,180	10,530,372,848	10,331	10,361
第39計算期間末日	(2017年 8月21日)	10,751,437,683	10,783,479,207	10,066	10,096
第40計算期間末日	(2017年 9月20日)	11,726,812,492	11,760,824,182	10,344	10,374
第41計算期間末日	(2017年10月20日)	12,264,290,515	12,299,560,820	10,432	10,462
第42計算期間末日	(2017年11月20日)	12,450,753,223	12,480,733,161	10,383	10,408
第43計算期間末日	(2017年12月20日)	12,767,351,531	12,797,966,227	10,426	10,451
第44計算期間末日	(2018年 1月22日)	12,750,778,237	12,782,100,514	10,177	10,202
第45計算期間末日	(2018年 2月20日)	12,306,384,838	12,338,151,738	9,685	9,710
第46計算期間末日	(2018年 3月20日)	12,508,785,535	12,541,242,685	9,635	9,660
第47計算期間末日	(2018年 4月20日)	12,792,781,725	12,825,519,463	9,769	9,794
第48計算期間末日	(2018年 5月21日)	13,219,811,468	13,252,986,204	9,962	9,987
第49計算期間末日	(2018年 6月20日)	13,018,214,080	13,051,212,680	9,863	9,888
第50計算期間末日	(2018年 7月20日)	13,617,181,908	13,650,631,221	10,177	10,202
第51計算期間末日	(2018年 8月20日)	13,450,517,814	13,484,368,415	9,934	9,959
第52計算期間末日	(2018年 9月20日)	13,809,335,834	13,850,690,214	10,018	10,048
第53計算期間末日	(2018年10月22日)	13,926,036,976	13,967,714,367	10,024	10,054
第54計算期間末日	(2018年11月20日)	14,222,670,467	14,265,359,606	9,995	10,025
第55計算期間末日	(2018年12月20日)	14,732,948,998	14,777,284,194	9,969	9,999
第56計算期間末日	(2019年 1月21日)	14,796,201,799	14,841,432,597	9,814	9,844
第57計算期間末日	(2019年 2月20日)	15,005,580,091	15,050,757,027	9,965	9,995
第58計算期間末日	(2019年 3月20日)	15,202,726,686	15,247,861,237	10,105	10,135
第59計算期間末日	(2019年 4月22日)	15,323,688,156	15,368,704,620	10,212	10,242
第60計算期間末日	(2019年 5月20日)	15,037,161,704	15,082,135,926	10,031	10,061
第61計算期間末日	(2019年 6月20日)	15,047,496,439	15,092,656,562	9,996	10,026
第62計算期間末日	(2019年 7月22日)	14,989,870,380	15,035,056,968	9,952	9,982
第63計算期間末日	(2019年 8月20日)	14,671,368,085	14,716,518,168	9,748	9,778
第64計算期間末日	(2019年 9月20日)	14,918,961,187	14,964,271,336	9,878	9,908
第65計算期間末日	(2019年10月21日)	14,968,434,325	15,013,561,069	9,951	9,981
第66計算期間末日	(2019年11月20日)	15,007,119,770	15,037,310,103	9,942	9,962
第67計算期間末日	(2019年12月20日)	14,929,111,936	14,958,766,270	10,069	10,089
第68計算期間末日	(2020年 1月20日)	15,141,828,525	15,171,471,644	10,216	10,236
第69計算期間末日	(2020年 2月20日)	15,186,198,082	15,215,630,561	10,319	10,339
第70計算期間末日	(2020年 3月23日)	12,971,880,794	13,000,385,874	9,101	9,121
第71計算期間末日	(2020年 4月20日)	12,878,483,319	12,906,177,052	9,301	9,321
第72計算期間末日	(2020年 5月20日)	12,812,039,370	12,839,273,114	9,409	9,429
第73計算期間末日	(2020年 6月22日)	12,897,377,813	12,924,127,934	9,643	9,663
第74計算期間末日	(2020年 7月20日)	12,843,438,482	12,883,217,671	9,686	9,716
第75計算期間末日	(2020年 8月20日)	12,559,246,816	12,598,431,969	9,615	9,645
第76計算期間末日	(2020年 9月23日)	12,187,254,710	12,225,528,850	9,553	9,583
第77計算期間末日	(2020年10月20日)	12,171,988,476	12,197,308,115	9,615	9,635

第78計算期間末日	(2020年11月20日)	11,965,564,921	11,990,393,040	9,639	9,659
第79計算期間末日	(2020年12月21日)	11,866,588,965	11,891,000,325	9,722	9,742
第80計算期間末日	(2021年 1月20日)	11,802,219,499	11,826,344,974	9,784	9,804
第81計算期間末日	(2021年 2月22日)	11,836,363,463	11,860,120,292	9,965	9,985
第82計算期間末日	(2021年 3月22日)	11,843,304,822	11,866,613,765	10,162	10,182
第83計算期間末日	(2021年 4月20日)	11,631,398,974	11,654,385,046	10,120	10,140
第84計算期間末日	(2021年 5月20日)	11,456,065,285	11,478,597,016	10,169	10,189
第85計算期間末日	(2021年 6月21日)	11,534,171,975	11,556,490,982	10,336	10,356
第86計算期間末日	(2021年 7月20日)	11,333,591,685	11,355,672,948	10,265	10,285
第87計算期間末日	(2021年 8月20日)	11,222,729,743	11,244,533,025	10,295	10,315
第88計算期間末日	(2021年 9月21日)	11,167,209,110	11,188,864,933	10,313	10,333
第89計算期間末日	(2021年10月20日)	11,583,460,922	11,599,660,317	10,726	10,741
第90計算期間末日	(2021年11月22日)	11,313,287,753	11,329,232,807	10,643	10,658
第91計算期間末日	(2021年12月20日)	11,060,451,509	11,076,173,405	10,553	10,568
第92計算期間末日	(2022年 1月20日)	11,039,168,753	11,054,849,184	10,560	10,575
第93計算期間末日	(2022年 2月21日)	10,882,785,244	10,898,317,430	10,510	10,525
第94計算期間末日	(2022年 3月22日)	10,233,627,678	10,258,130,256	10,441	10,466
第95計算期間末日	(2022年 4月20日)	10,554,280,118	10,578,068,747	11,092	11,117
第96計算期間末日	(2022年 5月20日)	9,804,322,880	9,827,184,771	10,721	10,746
第97計算期間末日	(2022年 6月20日)	9,917,461,863	9,966,902,764	11,033	11,088
第98計算期間末日	(2022年 7月20日)	10,072,086,212	10,211,701,273	11,182	11,337
第99計算期間末日	(2022年 8月22日)	10,519,969,835	10,571,003,898	11,337	11,392
第100計算期間末日	(2022年 9月20日)	11,306,487,718	11,360,342,873	11,547	11,602
第101計算期間末日	(2022年10月20日)	11,589,106,748	11,953,967,114	11,276	11,631
第102計算期間末日	(2022年11月21日)	12,450,974,532	12,514,478,121	10,784	10,839
第103計算期間末日	(2022年12月20日)	13,453,877,215	13,523,264,563	10,664	10,719
第104計算期間末日	(2023年 1月20日)	13,706,535,121	13,780,774,153	10,154	10,209
第105計算期間末日	(2023年 2月20日)	14,946,760,029	15,025,595,672	10,428	10,483
第106計算期間末日	(2023年 3月20日)	15,447,636,211	15,531,019,414	10,189	10,244
第107計算期間末日	(2023年 4月20日)	16,457,623,040	16,545,017,676	10,357	10,412
第108計算期間末日	(2023年 5月22日)	17,336,509,811	17,426,422,215	10,605	10,660
第109計算期間末日	(2023年 6月20日)	18,179,775,277	18,271,737,087	10,873	10,928
第110計算期間末日	(2023年 7月20日)	18,580,896,414	18,675,376,614	10,817	10,872
第111計算期間末日	(2023年 8月21日)	19,540,224,027	19,637,374,633	11,062	11,117
第112計算期間末日	(2023年 9月20日)	19,942,082,891	20,402,214,077	11,052	11,307
第113計算期間末日	(2023年10月20日)	20,493,822,513	20,597,759,443	10,845	10,900
第114計算期間末日	(2023年11月20日)	21,946,149,063	22,054,551,227	11,135	11,190
第115計算期間末日	(2023年12月20日)	23,696,408,682	23,814,780,238	11,010	11,065
第116計算期間末日	(2024年 1月22日)	24,681,728,976	25,248,168,521	11,111	11,366
第117計算期間末日	(2024年 2月20日)	25,474,703,503	25,599,421,762	11,234	11,289
第118計算期間末日	(2024年 3月21日)	26,214,847,219	26,341,390,645	11,394	11,449
第119計算期間末日	(2024年 4月22日)	25,918,751,671	26,737,180,510	11,084	11,434

第120計算期間末日　(2024年 5月20日)	26,727,668,102	26,845,696,753	11,323	11,373
第121計算期間末日　(2024年 6月20日)	27,563,628,568	27,683,520,217	11,495	11,545
第122計算期間末日　(2024年 7月22日)	26,969,158,945	27,811,094,881	11,211	11,561
第123計算期間末日　(2024年 8月20日)	25,566,945,741	25,688,177,875	10,545	10,595
第124計算期間末日　(2024年 9月20日)	25,727,716,109	25,851,429,536	10,398	10,448
第125計算期間末日　(2024年10月21日)	26,944,049,138	27,069,878,969	10,707	10,757
第126計算期間末日　(2024年11月20日)	27,804,155,931	27,931,742,276	10,896	10,946
第127計算期間末日　(2024年12月20日)	28,727,733,655	28,857,275,742	11,088	11,138
第128計算期間末日　(2025年 1月20日)	28,693,492,422	28,824,039,518	10,990	11,040
第129計算期間末日　(2025年 2月20日)	28,447,252,597	28,579,223,589	10,778	10,828
第130計算期間末日　(2025年 3月21日)	28,533,435,771	28,667,060,429	10,677	10,727
第131計算期間末日　(2025年 4月21日)	27,234,226,869	27,369,985,626	10,030	10,080
第132計算期間末日　(2025年 5月20日)	28,498,303,079	28,637,629,221	10,227	10,277
第133計算期間末日　(2025年 6月20日)	29,888,882,969	30,034,132,289	10,289	10,339
第134計算期間末日　(2025年 7月22日)	31,742,814,591	31,893,542,642	10,530	10,580
第135計算期間末日　(2025年 8月20日)	32,993,150,092	33,148,586,340	10,613	10,663
第136計算期間末日　(2025年 9月22日)	34,622,042,943	34,783,194,446	10,742	10,792
第137計算期間末日　(2025年10月20日)	36,457,052,375	36,622,591,704	11,012	11,062
第138計算期間末日　(2025年11月20日)	37,914,433,496	39,110,548,421	11,094	11,444
第139計算期間末日　(2025年12月22日)	39,556,343,456	39,732,975,603	11,197	11,247
第140計算期間末日　(2026年 1月20日)	40,385,350,411	40,564,793,932	11,253	11,303
第141計算期間末日　(2026年 2月20日)	40,494,999,175	40,677,478,890	11,096	11,146
第142計算期間末日　(2026年 3月23日)	40,581,498,873	40,765,226,271	11,044	11,094
第143計算期間末日　(2026年 4月20日)	41,314,461,587	41,873,659,133	11,082	11,232
2025年 4月末日	27,927,850,467	—	10,152	—
5月末日	29,019,679,006	—	10,223	—
6月末日	30,823,782,081	—	10,396	—
7月末日	32,689,559,712	—	10,661	—
8月末日	33,610,611,923	—	10,634	—
9月末日	35,255,408,863	—	10,797	—
10月末日	38,158,514,802	—	11,278	—
11月末日	38,783,298,081	—	11,175	—
12月末日	39,831,346,709	—	11,121	—
2026年 1月末日	39,636,886,456	—	10,926	—
2月末日	41,075,191,394	—	11,201	—
3月末日	40,991,501,431	—	11,098	—
4月末日	41,841,333,890	—	11,098	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円

第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	25円
第43計算期間	25円
第44計算期間	25円
第45計算期間	25円
第46計算期間	25円
第47計算期間	25円
第48計算期間	25円
第49計算期間	25円
第50計算期間	25円
第51計算期間	25円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	20円
第67計算期間	20円

第68計算期間	20円
第69計算期間	20円
第70計算期間	20円
第71計算期間	20円
第72計算期間	20円
第73計算期間	20円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	20円
第78計算期間	20円
第79計算期間	20円
第80計算期間	20円
第81計算期間	20円
第82計算期間	20円
第83計算期間	20円
第84計算期間	20円
第85計算期間	20円
第86計算期間	20円
第87計算期間	20円
第88計算期間	20円
第89計算期間	15円
第90計算期間	15円
第91計算期間	15円
第92計算期間	15円
第93計算期間	15円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	55円
第98計算期間	155円
第99計算期間	55円
第100計算期間	55円
第101計算期間	355円
第102計算期間	55円
第103計算期間	55円
第104計算期間	55円
第105計算期間	55円
第106計算期間	55円
第107計算期間	55円
第108計算期間	55円
第109計算期間	55円

第110計算期間	55円
第111計算期間	55円
第112計算期間	255円
第113計算期間	55円
第114計算期間	55円
第115計算期間	55円
第116計算期間	255円
第117計算期間	55円
第118計算期間	55円
第119計算期間	350円
第120計算期間	50円
第121計算期間	50円
第122計算期間	350円
第123計算期間	50円
第124計算期間	50円
第125計算期間	50円
第126計算期間	50円
第127計算期間	50円
第128計算期間	50円
第129計算期間	50円
第130計算期間	50円
第131計算期間	50円
第132計算期間	50円
第133計算期間	50円
第134計算期間	50円
第135計算期間	50円
第136計算期間	50円
第137計算期間	50円
第138計算期間	350円
第139計算期間	50円
第140計算期間	50円
第141計算期間	50円
第142計算期間	50円
第143計算期間	150円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第24計算期間	1.53
第25計算期間	△4.58
第26計算期間	3.48
第27計算期間	△5.38
第28計算期間	1.71

第29計算期間	2.58
第30計算期間	6.23
第31計算期間	6.23
第32計算期間	△0.72
第33計算期間	△1.32
第34計算期間	0.52
第35計算期間	△2.47
第36計算期間	3.21
第37計算期間	0.39
第38計算期間	0.68
第39計算期間	△2.27
第40計算期間	3.05
第41計算期間	1.14
第42計算期間	△0.23
第43計算期間	0.65
第44計算期間	△2.14
第45計算期間	△4.58
第46計算期間	△0.25
第47計算期間	1.65
第48計算期間	2.23
第49計算期間	△0.74
第50計算期間	3.43
第51計算期間	△2.14
第52計算期間	1.14
第53計算期間	0.35
第54計算期間	0.00
第55計算期間	0.04
第56計算期間	△1.25
第57計算期間	1.84
第58計算期間	1.70
第59計算期間	1.35
第60計算期間	△1.47
第61計算期間	△0.04
第62計算期間	△0.14
第63計算期間	△1.74
第64計算期間	1.64
第65計算期間	1.04
第66計算期間	0.11
第67計算期間	1.47
第68計算期間	1.65
第69計算期間	1.20
第70計算期間	△11.60

第71計算期間	2.41
第72計算期間	1.37
第73計算期間	2.69
第74計算期間	0.75
第75計算期間	△0.42
第76計算期間	△0.33
第77計算期間	0.85
第78計算期間	0.45
第79計算期間	1.06
第80計算期間	0.84
第81計算期間	2.05
第82計算期間	2.17
第83計算期間	△0.21
第84計算期間	0.68
第85計算期間	1.83
第86計算期間	△0.49
第87計算期間	0.48
第88計算期間	0.36
第89計算期間	4.15
第90計算期間	△0.63
第91計算期間	△0.70
第92計算期間	0.20
第93計算期間	△0.33
第94計算期間	△0.41
第95計算期間	6.47
第96計算期間	△3.11
第97計算期間	3.42
第98計算期間	2.75
第99計算期間	1.87
第100計算期間	2.33
第101計算期間	0.72
第102計算期間	△3.87
第103計算期間	△0.60
第104計算期間	△4.26
第105計算期間	3.24
第106計算期間	△1.76
第107計算期間	2.18
第108計算期間	2.92
第109計算期間	3.04
第110計算期間	△0.00
第111計算期間	2.77
第112計算期間	2.21

第113計算期間	△1.37
第114計算期間	3.18
第115計算期間	△0.62
第116計算期間	3.23
第117計算期間	1.60
第118計算期間	1.91
第119計算期間	0.35
第120計算期間	2.60
第121計算期間	1.96
第122計算期間	0.57
第123計算期間	△5.49
第124計算期間	△0.91
第125計算期間	3.45
第126計算期間	2.23
第127計算期間	2.22
第128計算期間	△0.43
第129計算期間	△1.47
第130計算期間	△0.47
第131計算期間	△5.59
第132計算期間	2.46
第133計算期間	1.09
第134計算期間	2.82
第135計算期間	1.26
第136計算期間	1.68
第137計算期間	2.97
第138計算期間	3.92
第139計算期間	1.37
第140計算期間	0.94
第141計算期間	△0.95
第142計算期間	△0.01
第143計算期間	1.70

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第24計算期間	45,763,037	101,422,238	3,719,719,681
第25計算期間	66,627,145	49,377,731	3,736,969,095
第26計算期間	324,019,057	35,707,943	4,025,280,209
第27計算期間	763,043,839	101,217,578	4,687,106,470
第28計算期間	194,862,495	23,590,458	4,858,378,507
第29計算期間	478,774,831	78,812,270	5,258,341,068
第30計算期間	755,186,849	69,143,943	5,944,383,974

第31計算期間	584,080,594	196,638,767	6,331,825,801
第32計算期間	496,426,564	89,222,114	6,739,030,251
第33計算期間	566,910,280	95,631,881	7,210,308,650
第34計算期間	602,192,360	114,866,727	7,697,634,283
第35計算期間	673,579,834	67,452,855	8,303,761,262
第36計算期間	709,789,754	42,800,997	8,970,750,019
第37計算期間	683,115,434	2,849,877	9,651,015,576
第38計算期間	547,694,457	35,487,172	10,163,222,861
第39計算期間	556,417,117	39,131,841	10,680,508,137
第40計算期間	677,311,268	20,589,378	11,337,230,027
第41計算期間	455,244,495	35,705,940	11,756,768,582
第42計算期間	330,441,009	95,234,109	11,991,975,482
第43計算期間	322,358,276	68,455,206	12,245,878,552
第44計算期間	296,572,733	13,540,294	12,528,910,991
第45計算期間	201,434,892	23,585,730	12,706,760,153
第46計算期間	309,938,509	33,838,596	12,982,860,066
第47計算期間	161,749,232	49,513,868	13,095,095,430
第48計算期間	251,292,914	76,493,571	13,269,894,773
第49計算期間	90,611,981	161,066,648	13,199,440,106
第50計算期間	223,320,661	43,035,334	13,379,725,433
第51計算期間	238,885,420	78,370,303	13,540,240,550
第52計算期間	424,458,475	179,905,663	13,784,793,362
第53計算期間	213,456,001	105,785,404	13,892,463,959
第54計算期間	442,894,648	105,645,479	14,229,713,128
第55計算期間	689,856,054	141,170,241	14,778,398,941
第56計算期間	394,058,708	95,524,764	15,076,932,885
第57計算期間	92,928,674	110,882,612	15,058,978,947
第58計算期間	137,558,723	151,687,080	15,044,850,590
第59計算期間	199,989,680	239,352,066	15,005,488,204
第60計算期間	158,399,599	172,480,319	14,991,407,484
第61計算期間	217,231,903	155,265,021	15,053,374,366
第62計算期間	102,954,568	94,132,649	15,062,196,285
第63計算期間	93,966,382	106,134,805	15,050,027,862
第64計算期間	158,658,246	105,302,992	15,103,383,116
第65計算期間	74,941,361	136,076,183	15,042,248,294
第66計算期間	135,083,791	82,165,317	15,095,166,768
第67計算期間	57,457,980	325,457,619	14,827,167,129
第68計算期間	68,973,886	74,581,052	14,821,559,963
第69計算期間	79,217,566	184,537,744	14,716,239,785
第70計算期間	6,965,350	470,664,992	14,252,540,143
第71計算期間	45,850,234	451,523,787	13,846,866,590
第72計算期間	43,000,552	272,995,060	13,616,872,082

第73計算期間	40,716,691	282,528,107	13,375,060,666
第74計算期間	46,165,274	161,496,228	13,259,729,712
第75計算期間	62,759,817	260,771,677	13,061,717,852
第76計算期間	10,631,005	314,301,901	12,758,046,956
第77計算期間	45,676,135	143,903,395	12,659,819,696
第78計算期間	39,046,386	284,806,191	12,414,059,891
第79計算期間	1,669,943	210,049,380	12,205,680,454
第80計算期間	1,153,497	144,095,952	12,062,737,999
第81計算期間	2,235,636	186,558,971	11,878,414,664
第82計算期間	10,777,343	234,720,247	11,654,471,760
第83計算期間	32,525,107	193,960,445	11,493,036,422
第84計算期間	1,117,110	228,287,878	11,265,865,654
第85計算期間	91,656,446	198,018,296	11,159,503,804
第86計算期間	1,098,081	119,970,177	11,040,631,708
第87計算期間	32,056,140	171,046,709	10,901,641,139
第88計算期間	50,523,925	124,253,517	10,827,911,547
第89計算期間	100,306,921	128,621,325	10,799,597,143
第90計算期間	32,433,237	201,994,164	10,630,036,216
第91計算期間	40,503,759	189,275,622	10,481,264,353
第92計算期間	57,573,953	85,216,980	10,453,621,326
第93計算期間	55,834,098	154,664,730	10,354,790,694
第94計算期間	820,856	554,580,283	9,801,031,267
第95計算期間	13,692,100	299,271,476	9,515,451,891
第96計算期間	5,426,988	376,122,262	9,144,756,617
第97計算期間	58,521,954	214,023,838	8,989,254,733
第98計算期間	106,819,634	88,651,046	9,007,423,321
第99計算期間	338,790,012	67,292,608	9,278,920,725
第100計算期間	565,071,868	52,146,067	9,791,846,526
第101計算期間	613,764,064	127,853,779	10,277,756,811
第102計算期間	1,356,012,028	87,661,728	11,546,107,111
第103計算期間	1,100,228,044	30,453,519	12,615,881,636
第104計算期間	985,064,268	102,940,083	13,498,005,821
第105計算期間	918,091,266	82,343,732	14,333,753,355
第106計算期間	894,344,199	67,515,085	15,160,582,469
第107計算期間	887,046,038	157,694,594	15,889,933,913
第108計算期間	560,224,147	102,448,173	16,347,709,887
第109計算期間	445,597,050	72,977,842	16,720,329,095
第110計算期間	477,280,230	19,391,054	17,178,218,271
第111計算期間	540,898,019	55,369,651	17,663,746,639
第112計算期間	669,696,458	289,082,825	18,044,360,272
第113計算期間	896,346,729	43,083,289	18,897,623,712
第114計算期間	884,965,573	73,104,779	19,709,484,506

第115計算期間	1,833,134,593	20,517,871	21,522,101,228
第116計算期間	722,049,768	30,835,481	22,213,315,515
第117計算期間	556,317,732	93,586,057	22,676,047,190
第118計算期間	493,622,184	161,773,587	23,007,895,787
第119計算期間	456,102,306	80,316,957	23,383,681,136
第120計算期間	309,125,257	87,076,082	23,605,730,311
第121計算期間	414,029,192	41,429,689	23,978,329,814
第122計算期間	236,304,562	159,321,908	24,055,312,468
第123計算期間	274,403,634	83,289,121	24,246,426,981
第124計算期間	686,739,594	190,481,173	24,742,685,402
第125計算期間	603,432,790	180,151,947	25,165,966,245
第126計算期間	504,419,707	153,116,874	25,517,269,078
第127計算期間	522,930,745	131,782,260	25,908,417,563
第128計算期間	252,454,358	51,452,600	26,109,419,321
第129計算期間	440,827,391	156,048,224	26,394,198,488
第130計算期間	599,524,010	268,790,807	26,724,931,691
第131計算期間	559,900,535	133,080,796	27,151,751,430
第132計算期間	908,338,979	194,861,932	27,865,228,477
第133計算期間	1,451,213,528	266,577,822	29,049,864,183
第134計算期間	1,220,941,783	125,195,706	30,145,610,260
第135計算期間	982,644,589	41,005,057	31,087,249,792
第136計算期間	1,290,063,002	147,012,030	32,230,300,764
第137計算期間	955,143,431	77,578,237	33,107,865,958
第138計算期間	1,165,313,406	98,467,212	34,174,712,152
第139計算期間	1,332,166,824	180,449,542	35,326,429,434
第140計算期間	729,123,635	166,848,846	35,888,704,223
第141計算期間	706,434,251	99,195,349	36,495,943,125
第142計算期間	550,385,073	300,848,540	36,745,479,658
第143計算期間	701,322,862	166,966,118	37,279,836,402

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	11,538,466,323	98.50
親投資信託受益証券	日本	10,081	0.00
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	175,993,822	1.50
純資産総額		11,714,470,226	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ａ評価額上位３０銘柄

2026年 4月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラスY(ＵＳＤ)	920,646.7983	12,509.26	11,516,612,812	12,533	11,538,466,323	98.50
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	1.0263	10,079	1.0265	10,081	0.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.50
親投資信託受益証券	0.00
合計	98.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額（1万口当たりの純資産価額）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第5計算期間末日　(2016年10月20日)	1,190,530,751	1,191,618,260	10,947	10,957
第6計算期間末日　(2017年 4月20日)	1,711,926,130	1,713,370,031	11,856	11,866
第7計算期間末日　(2017年10月20日)	2,748,476,181	2,750,659,233	12,590	12,600
第8計算期間末日　(2018年 4月20日)	3,865,586,342	3,868,819,001	11,958	11,968
第9計算期間末日　(2018年10月22日)	4,582,419,247	4,586,097,817	12,457	12,467
第10計算期間末日　(2019年 4月22日)	5,289,113,154	5,293,210,261	12,909	12,919
第11計算期間末日　(2019年10月21日)	5,236,862,515	5,240,954,023	12,799	12,809
第12計算期間末日　(2020年 4月20日)	4,539,414,440	4,543,165,156	12,103	12,113
第13計算期間末日　(2020年10月20日)	4,352,380,540	4,355,807,818	12,699	12,709
第14計算期間末日　(2021年 4月20日)	3,873,634,956	3,876,500,221	13,519	13,529
第15計算期間末日　(2021年10月20日)	3,656,872,787	3,659,398,875	14,476	14,486
第16計算期間末日　(2022年 4月20日)	3,426,425,000	3,428,691,538	15,117	15,127
第17計算期間末日　(2022年10月20日)	3,798,249,141	3,800,571,561	16,355	16,365
第18計算期間末日　(2023年 4月20日)	4,060,530,059	4,063,151,303	15,491	15,501

第19計算期間末日　(2023年10月20日)	4,699,483,192	4,702,246,281	17,008	17,018
第20計算期間末日　(2024年 4月22日)	5,907,795,981	5,910,955,064	18,701	18,711
第21計算期間末日　(2024年10月21日)	6,360,645,055	6,363,984,957	19,044	19,054
第22計算期間末日　(2025年 4月21日)	6,558,736,586	6,562,313,729	18,335	18,345
第23計算期間末日　(2025年10月20日)	8,955,664,169	8,959,990,340	20,701	20,711
第24計算期間末日　(2026年 4月20日)	11,433,204,719	11,438,362,198	22,168	22,178
2025年 4月末日	6,779,914,262	—	18,558	—
5月末日	7,150,408,457	—	18,782	—
6月末日	7,575,907,498	—	19,193	—
7月末日	7,916,291,715	—	19,776	—
8月末日	8,119,301,669	—	19,819	—
9月末日	8,587,241,426	—	20,217	—
10月末日	9,374,521,716	—	21,204	—
11月末日	9,838,395,184	—	21,677	—
12月末日	10,407,526,768	—	21,669	—
2026年 1月末日	10,715,752,379	—	21,384	—
2月末日	11,188,743,507	—	22,024	—
3月末日	11,365,921,244	—	21,917	—
4月末日	11,714,470,226	—	22,200	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（%）
第5計算期間	△1.02
第6計算期間	8.39
第7計算期間	6.27
第8計算期間	△4.94
第9計算期間	4.25
第10計算期間	3.70
第11計算期間	△0.77
第12計算期間	△5.35
第13計算期間	5.00
第14計算期間	6.53
第15計算期間	7.15
第16計算期間	4.49
第17計算期間	8.25
第18計算期間	△5.22
第19計算期間	9.85
第20計算期間	10.01
第21計算期間	1.88
第22計算期間	△3.67
第23計算期間	12.95
第24計算期間	7.13

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第5計算期間	231,001,511	91,433,054	1,087,509,921
第6計算期間	556,196,450	199,804,579	1,443,901,792
第7計算期間	850,336,944	111,186,217	2,183,052,519
第8計算期間	1,083,360,858	33,753,664	3,232,659,713
第9計算期間	545,795,805	99,885,075	3,678,570,443
第10計算期間	711,338,872	292,802,133	4,097,107,182
第11計算期間	165,766,425	171,365,315	4,091,508,292
第12計算期間	53,358,925	394,151,118	3,750,716,099
第13計算期間	26,648,058	350,085,924	3,427,278,233
第14計算期間	30,203,749	592,216,239	2,865,265,743
第15計算期間	18,779,732	357,956,947	2,526,088,528
第16計算期間	64,867,441	324,417,431	2,266,538,538
第17計算期間	203,593,635	147,711,967	2,322,420,206
第18計算期間	438,561,261	139,736,955	2,621,244,512
第19計算期間	417,079,063	275,233,636	2,763,089,939

第20計算期間	485,592,468	89,598,520	3,159,083,887
第21計算期間	290,913,167	110,095,025	3,339,902,029
第22計算期間	446,697,153	209,455,195	3,577,143,987
第23計算期間	972,833,946	223,806,649	4,326,171,284
第24計算期間	1,132,468,923	301,160,476	5,157,479,731

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

2026年 4月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（%）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	―	10,711,894,842	100.00
純資産総額		10,711,894,842	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ評価額上位３０銘柄

該当事項はありません。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

≪参考情報≫

運用実績

2026年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移　2016年4月28日～2026年4月30日

円インカム（毎月分配型）

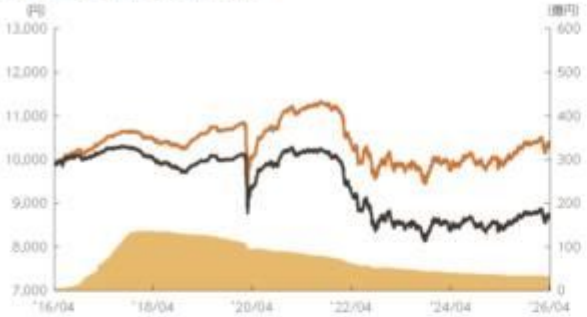

円インカム（年2回分配型）

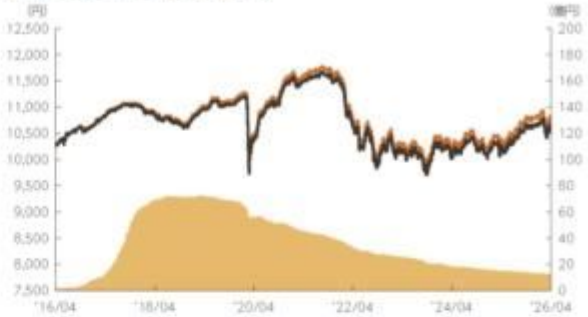

米ドルインカム（毎月分配型）

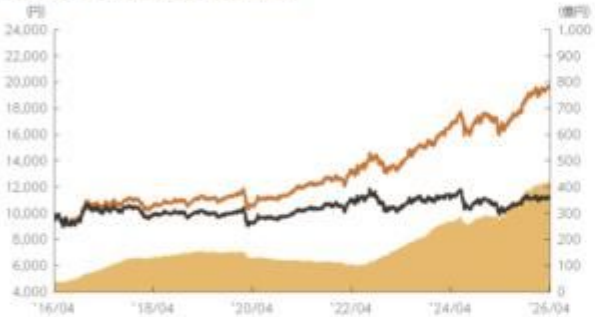

米ドルインカム（年2回分配型）

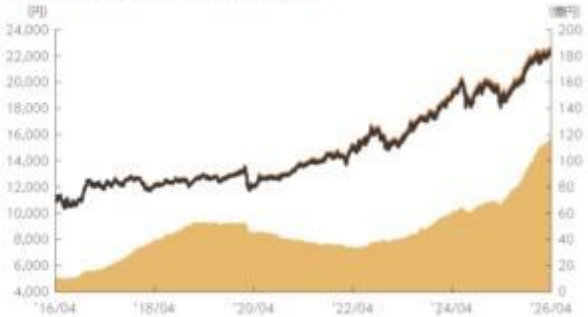

純資産総額【右目盛】　基準価額(分配金再投資)【左目盛】　基準価額【左目盛】

•基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
•基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

	円インカム（毎月分配型）	米ドルインカム（毎月分配型）	円インカム（年2回分配型）	米ドルインカム（年2回分配型）
基準価額	8,640円	11,098円	10,522円	22,200円
純資産総額	32.1億円	418.4億円	12.3億円	117.1億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	円インカム（毎月分配型）	米ドルインカム（毎月分配型）
2026 年　4月	10円	150円
2026 年　3月	10円	50円
2026 年　2月	10円	50円
2026 年　1月	10円	50円
2025 年 12月	5円	50円
2025 年 11月	5円	350円
直近1年間累計	105円	1,000円
設定来累計	2,065円	7,670円

	円インカム（年2回分配型）	米ドルインカム（年2回分配型）
2026 年　4月	10円	10円
2025 年 10月	10円	10円
2025 年　4月	10円	10円
2024 年 10月	0円	10円
2024 年　4月	0円	10円
2023 年 10月	0円	10円
設定来累計	190円	240円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	円インカム（毎月分配型）	米ドルインカム（毎月分配型）	円インカム（年2回分配型）	米ドルインカム（年2回分配型）
外国投資信託	98.0%	98.0%	98.4%	98.5%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
コールローン他（負債控除後）	2.0%	2.0%	1.6%	1.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

	組入上位銘柄	クーポン	償還日	比率
1	FNMA TBA 6.5% JUL 30YR	6.5000%	2056/07/13	6.7%
2	GNMA II TBA 4.5% JUN 30YR JMBO	4.5000%	2056/06/22	5.4%
3	FNMA TBA 6.0% JUL 30YR	6.0000%	2056/07/13	5.0%
4	GNMA II TBA 4.0% JUN 30YR JMBO	4.0000%	2056/06/22	3.8%
5	GNMA II TBA 3.0% JUN 30YR JMBO	3.0000%	2056/06/22	3.2%
6	GNMA II TBA 5.0% JUN 30YR JMBO	5.0000%	2056/06/22	3.0%
7	GNMA II TBA 5.0% JUL 30YR JMBO	5.0000%	2056/07/20	1.4%
8	GNMA II TBA 5.5% JUL 30YR JMBO	5.5000%	2056/07/20	1.4%
9	FNMA TBA 5.0% JUN 30YR	5.0000%	2056/06/11	1.4%
10	BEIGNET INVESTOR LLC SEC 144A	6.5810%	2049/05/30	1.3%

•比率は、実質的な投資を行う外国投資信託の組入債券等の評価額に対する投資比率（小数点第二位四捨五入）
•現金同等資産（米国短期国債等）を除いて表示

■年間収益率の推移

円インカム（毎月分配型）

円インカム（年2回分配型）

米ドルインカム（毎月分配型）

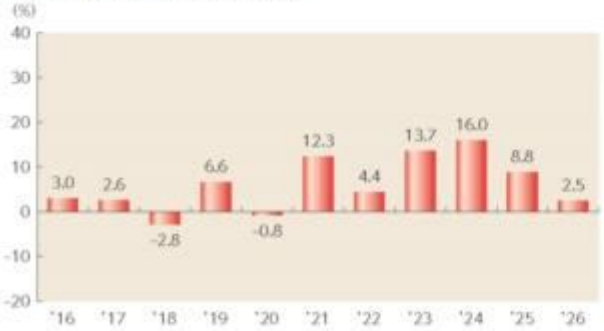

米ドルインカム（年2回分配型）

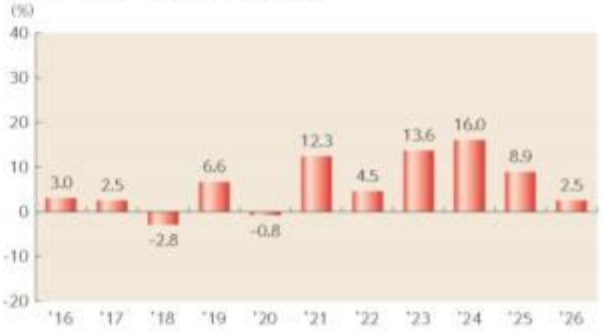

•収益率は基準価額（分配金再投資）で計算
•2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
•ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。
　ニューヨーク証券取引所の休業日
　ニューヨークの銀行の休業日
取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位
販売会社が定める単位

③申込価額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法
申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
　（受付時間：営業日の9:00～17:00）
なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。
　ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑥申込手数料
申込価額（発行価格）×3.3%（税抜　３%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法
取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。
取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。
なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間
取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し
金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】
①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
　ニューヨーク証券取引所の休業日
　ニューヨークの銀行の休業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位
販売会社が定める単位

③解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額
ありません。

⑤解約価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法
解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
　三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
　（受付時間：営業日の9:00～17:00）
　ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

⑦支払開始日
解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して５営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間
解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後３時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。
また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間１年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル　0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス　https://www.am.mufg.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2029年4月20日まで（2014年5月21日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「＜円インカム＞（毎月分配型）」
「＜米ドルインカム＞（毎月分配型）」
毎月21日から翌月20日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。
「＜円インカム＞（年２回分配型）」
「＜米ドルインカム＞（年２回分配型）」
毎年４月21日から10月20日および10月21日から翌年４月20日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。
委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等
委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法
委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合

にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用
委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改
委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。
委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書
委託会社は、毎年４月および10月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託
受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告
委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.am.mufg.jp/
なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の

公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」を参照してください。

第３【ファンドの経理状況】

１　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２　毎月決算ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３　当ファンドは、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、当期（2025年10月21日から2026年 4月20日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	57,206,565	63,726,970
投資信託受益証券	3,329,256,637	3,193,589,058
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収入金	-	32,600,000
未収利息	727	1,248
流動資産合計	3,386,473,976	3,289,927,355
資産合計	3,386,473,976	3,289,927,355
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,928,020	3,745,498
未払解約金	-	2,785,984
未払受託者報酬	84,995	82,276
未払委託者報酬	4,674,725	4,525,281
その他未払費用	8,492	8,220
流動負債合計	6,696,232	11,147,259
負債合計	6,696,232	11,147,259
純資産の部		
元本等		
元本	3,856,041,407	3,745,498,561
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△476,263,663	△466,718,465
（分配準備積立金）	405,605,728	407,758,796
元本等合計	3,379,777,744	3,278,780,096
純資産合計	3,379,777,744	3,278,780,096
負債純資産合計	3,386,473,976	3,289,927,355

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	47,021,837	52,646,396
受取利息	150,810	196,452
有価証券売買等損益	138,814,408	△7,713,943
営業収益合計	185,987,055	45,128,905
営業費用		
受託者報酬	555,515	548,299
委託者報酬	30,553,556	30,156,288
その他費用	55,489	54,770
営業費用合計	31,164,560	30,759,357
営業利益又は営業損失（△）	154,822,495	14,369,548
経常利益又は経常損失（△）	154,822,495	14,369,548
当期純利益又は当期純損失（△）	154,822,495	14,369,548
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	467,984	42,850
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△650,934,731	△476,263,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,526,746	16,599,678
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,526,746	16,599,678
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,605,310	2,445,415
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,605,310	2,445,415
分配金	21,604,879	18,935,763
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△476,263,663	△466,718,465

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	4,129,221,299円	3,856,041,407円
期中追加設定元本額	17,423,701円	19,854,779円
期中一部解約元本額	290,603,593円	130,397,625円
２． 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	476,263,663円	466,718,465円
３． 受益権の総数	3,856,041,407口	3,745,498,561口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第132期
2025年 4月22日
2025年 5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,028,965円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	388,551,968円
分配準備積立金額	D	414,727,774円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	809,308,707円
当ファンドの期末残存口数	F	4,095,740,403口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,975円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,095,740円

第133期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,923,726円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	373,369,882円
分配準備積立金額	D	399,987,830円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	779,281,438円
当ファンドの期末残存口数	F	3,933,706,688口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,981円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,933,706円

第134期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,798,137円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	371,334,259円
分配準備積立金額	D	399,380,282円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	777,512,678円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第138期
2025年10月21日
2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,915,768円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	364,467,624円
分配準備積立金額	D	402,844,846円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	770,228,238円
当ファンドの期末残存口数	F	3,830,724,748口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,010円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,915,362円

第139期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,602,001円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	364,445,689円
分配準備積立金額	D	401,101,251円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	771,148,941円
当ファンドの期末残存口数	F	3,816,933,490口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,020円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,908,466円

第140期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,856,246円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	363,267,111円
分配準備積立金額	D	403,276,499円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	772,399,856円

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

当ファンドの期末残存口数	F	3,910,200,146口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,988円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,910,200円

第135期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	5,808,408円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	368,358,123円
分配準備積立金額	D	398,637,028円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	772,803,559円
当ファンドの期末残存口数	F	3,876,803,177口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,993円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,876,803円

第136期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,908,852円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	366,996,745円
分配準備積立金額	D	398,678,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	772,584,258円
当ファンドの期末残存口数	F	3,860,410,204口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,001円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,860,410円

第137期
2025年 9月23日
2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,457,559円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	366,777,739円
分配準備積立金額	D	401,076,189円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	774,311,487円
当ファンドの期末残存口数	F	3,856,041,407口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,008円
1万口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,928,020円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

当ファンドの期末残存口数	F	3,803,551,611口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,030円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,803,551円

第141期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,966,524円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	362,202,511円
分配準備積立金額	D	403,720,536円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	773,889,571円
当ファンドの期末残存口数	F	3,790,322,582口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,041円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,790,322円

第142期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,634,815円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	360,705,339円
分配準備積立金額	D	405,785,949円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	771,126,103円
当ファンドの期末残存口数	F	3,772,564,625口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,044円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,772,564円

第143期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,979,690円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	358,323,377円
分配準備積立金額	D	403,524,604円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	769,827,671円
当ファンドの期末残存口数	F	3,745,498,561口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,055円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	3,745,498円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	29,629,142	69,856,618
親投資信託受益証券	4	6
合計	29,629,146	69,856,624

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8765円 (8,765円)	0.8754円 (8,754円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラス Ｙ(ＪＰＹ)	419,106.17	3,193,589,058	
投資信託受益証券 合計		419,106.17	3,193,589,058	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		428,927.17	3,193,599,137	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 ［ 2025年10月20日現在 ］	第24期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,974,874	35,670,803
投資信託受益証券	1,342,399,609	1,236,708,125
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収入金	7,400,000	-
未収利息	508	698
流動資産合計	1,389,785,038	1,272,389,705
資産合計	1,389,785,038	1,272,389,705
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,289,273	1,180,466
未払解約金	5,649,404	700,986
未払受託者報酬	236,164	215,093
未払委託者報酬	12,988,822	11,830,099
その他未払費用	20,405	18,583
流動負債合計	20,184,068	13,945,227
負債合計	20,184,068	13,945,227
純資産の部		
元本等		
元本	1,289,273,133	1,180,466,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	80,327,837	77,977,645
（分配準備積立金）	284,763,404	267,854,542
元本等合計	1,369,600,970	1,258,444,478
純資産合計	1,369,600,970	1,258,444,478
負債純資産合計	1,389,785,038	1,272,389,705

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	第24期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	19,919,689	20,556,295
受取利息	79,335	98,172
有価証券売買等損益	59,158,569	△2,947,747
営業収益合計	79,157,593	17,706,720
営業費用		
受託者報酬	236,164	215,093
委託者報酬	12,988,822	11,830,099
その他費用	20,405	18,583
営業費用合計	13,245,391	12,063,775
営業利益又は営業損失（△）	65,912,202	5,642,945
経常利益又は経常損失（△）	65,912,202	5,642,945
当期純利益又は当期純損失（△）	65,912,202	5,642,945
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,170,690	33,535
期首剰余金又は期首欠損金（△）	22,431,578	80,327,837
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,216	10,223
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,216	10,223
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,562,196	6,789,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,562,196	6,789,359
分配金	1,289,273	1,180,466
期末剰余金又は期末欠損金（△）	80,327,837	77,977,645

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第23期 [2025年10月20日現在]	第24期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	1,455,324,356円	1,289,273,133円
期中追加設定元本額	168,039円	164,033円
期中一部解約元本額	166,219,262円	108,970,333円
２． 受益権の総数	1,289,273,133口	1,180,466,833口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,032,262円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	220,194,212円
分配準備積立金額	D	270,020,415円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	506,246,889円
当ファンドの期末残存口数	F	1,289,273,133口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,926円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,289,273円

第24期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	8,338,635円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
収益調整金額	C	201,646,500円
分配準備積立金額	D	260,696,373円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	470,681,508円
当ファンドの期末残存口数	F	1,180,466,833口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,987円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,180,466円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	第24期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第23期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	第24期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	55,028,365	△2,721,231
親投資信託受益証券	23	32
合計	55,028,388	△2,721,199

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0623円 (10,623円)	1.0661円 (10,661円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラス Ｙ(ＪＰＹ)	162,297.65	1,236,708,125	
投資信託受益証券 合計		162,297.65	1,236,708,125	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		172,118.65	1,236,718,204	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 ［ 2025年10月20日現在 ］	当期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	957,115,603	956,702,363
投資信託受益証券	35,592,445,239	40,108,433,324
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収入金	314,100,000	898,100,000
未収利息	12,165	18,745
流動資産合計	36,863,683,054	41,963,264,511
資産合計	36,863,683,054	41,963,264,511
負債の部		
流動負債		
未払金	186,600,000	-
未払収益分配金	165,539,329	559,197,546
未払解約金	3,711,878	30,892,650
未払受託者報酬	905,160	1,046,573
未払委託者報酬	49,783,806	57,561,508
その他未払費用	90,506	104,647
流動負債合計	406,630,679	648,802,924
負債合計	406,630,679	648,802,924
純資産の部		
元本等		
元本	33,107,865,958	37,279,836,402
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,349,186,417	4,034,625,185
（分配準備積立金）	1,297,951,693	1,610,356,584
元本等合計	36,457,052,375	41,314,461,587
純資産合計	36,457,052,375	41,314,461,587
負債純資産合計	36,863,683,054	41,963,264,511

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	当期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	1,076,389,600	1,290,634,519
受取利息	1,817,595	3,053,857
有価証券売買等損益	3,108,144,334	1,761,053,598
営業収益合計	4,186,351,529	3,054,741,974
営業費用		
受託者報酬	5,231,276	6,561,336
委託者報酬	287,720,124	360,873,177
その他費用	523,061	656,077
営業費用合計	293,474,461	368,090,590
営業利益又は営業損失（△）	3,892,877,068	2,686,651,384
経常利益又は経常損失（△）	3,892,877,068	2,686,651,384
当期純利益又は当期純損失（△）	3,892,877,068	2,686,651,384
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,533,882	6,242,952
期首剰余金又は期首欠損金（△）	82,475,439	3,349,186,417
剰余金増加額又は欠損金減少額	324,037,469	595,174,879
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	324,037,469	595,174,879
剰余金減少額又は欠損金増加額	27,239,084	112,549,291
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	27,239,084	112,549,291
分配金	917,430,593	2,477,595,252
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,349,186,417	4,034,625,185

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月20日現在]	当期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	27,151,751,430円	33,107,865,958円
期中追加設定元本額	6,808,345,312円	5,184,746,051円
期中一部解約元本額	852,230,784円	1,012,775,607円
２． 受益権の総数	33,107,865,958口	37,279,836,402口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第132期
2025年 4月22日
2025年 5月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	159,009,937円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	7,727,826,581円
分配準備積立金額	D	1,250,740,640円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,137,577,158円
当ファンドの期末残存口数	F	27,865,228,477口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,279円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	139,326,142円

第133期
2025年 5月21日
2025年 6月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	139,659,308円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	8,123,315,854円
分配準備積立金額	D	1,258,540,036円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,521,515,198円
当ファンドの期末残存口数	F	29,049,864,183口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,277円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	145,249,320円

第134期
2025年 6月21日
2025年 7月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	172,083,450円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	8,482,999,127円
分配準備積立金額	D	1,247,720,899円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	9,902,803,476円
当ファンドの期末残存口数	F	30,145,610,260口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,284円
1万口当たり分配金額	H	50円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

第138期
2025年10月21日
2025年11月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	200,299,350円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,204,295,356円
収益調整金額	C	9,806,399,659円
分配準備積立金額	D	1,294,181,603円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,505,175,968円
当ファンドの期末残存口数	F	34,174,712,152口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,659円
1万口当たり分配金額	H	350円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,196,114,925円

第139期
2025年11月21日
2025年12月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	184,929,910円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	353,757,721円
収益調整金額	C	10,196,667,290円
分配準備積立金額	D	1,494,898,521円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,230,253,442円
当ファンドの期末残存口数	F	35,326,429,434口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,462円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	176,632,147円

第140期
2025年12月23日
2026年 1月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	185,704,486円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	194,401,384円
収益調整金額	C	10,397,562,725円
分配準備積立金額	D	1,848,333,856円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,626,002,451円
当ファンドの期末残存口数	F	35,888,704,223口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,518円
1万口当たり分配金額	H	50円

前期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

収益分配金金額	I=F*H/10,000	150,728,051円

第135期
2025年 7月23日
2025年 8月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	160,651,855円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	8,790,083,260円
分配準備積立金額	D	1,267,381,691円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,218,116,806円
当ファンドの期末残存口数	F	31,087,249,792口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,286円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	155,436,248円

第136期
2025年 8月21日
2025年 9月22日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	176,189,967円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	9,167,274,719円
分配準備積立金額	D	1,266,692,651円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,610,157,337円
当ファンドの期末残存口数	F	32,230,300,764口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,291円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	161,151,503円

第137期
2025年 9月23日
2025年10月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	184,802,514円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	9,455,341,781円
分配準備積立金額	D	1,278,688,508円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	10,918,832,803円
当ファンドの期末残存口数	F	33,107,865,958口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,297円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	165,539,329円

当期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

収益分配金金額	I=F*H/10,000	179,443,521円

第141期
2026年 1月21日
2026年 2月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	159,960,444円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	10,614,313,815円
分配準備積立金額	D	2,043,408,911円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,817,683,170円
当ファンドの期末残存口数	F	36,495,943,125口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,512円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	182,479,715円

第142期
2026年 2月21日
2026年 3月23日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	157,091,810円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	10,718,056,686円
分配準備積立金額	D	2,004,385,751円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,879,534,247円
当ファンドの期末残存口数	F	36,745,479,658口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,505円
1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	183,727,398円

第143期
2026年 3月24日
2026年 4月20日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	200,722,138円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	―円
収益調整金額	C	10,912,436,694円
分配準備積立金額	D	1,968,831,992円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,081,990,824円
当ファンドの期末残存口数	F	37,279,836,402口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,509円
1万口当たり分配金額	H	150円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	559,197,546円

（金融商品に関する注記）

1　金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	前期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	当期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	894,936,586	521,044,078
親投資信託受益証券	4	6
合計	894,936,590	521,044,084

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 ［2025年10月20日現在］	当期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1012円 (11,012円)	1.1082円 (11,082円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラス Ｙ(ＵＳＤ)	3,206,622.42	40,108,433,324	
投資信託受益証券 合計		3,206,622.42	40,108,433,324	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		3,216,443.42	40,108,443,403	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第23期 ［ 2025年10月20日現在 ］	第24期 ［ 2026年 4月20日現在 ］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	284,266,109	349,956,244
投資信託受益証券	8,747,318,489	11,205,012,812
親投資信託受益証券	10,047	10,079
未収利息	3,613	6,857
流動資産合計	9,031,598,258	11,554,985,992
資産合計	9,031,598,258	11,554,985,992
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,326,171	5,157,479
未払解約金	210,000	19,575,081
未払受託者報酬	1,272,995	1,730,338
未払委託者報酬	70,014,660	95,168,472
その他未払費用	110,263	149,903
流動負債合計	75,934,089	121,781,273
負債合計	75,934,089	121,781,273
純資産の部		
元本等		
元本	4,326,171,284	5,157,479,731
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,629,492,885	6,275,724,988
（分配準備積立金）	1,990,645,435	2,520,954,901
元本等合計	8,955,664,169	11,433,204,719
純資産合計	8,955,664,169	11,433,204,719
負債純資産合計	9,031,598,258	11,554,985,992

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自　2025年 4月22日 至　2025年10月20日	第24期 自　2025年10月21日 至　2026年 4月20日
営業収益		
受取配当金	261,954,360	341,408,170
受取利息	518,895	962,148
有価証券売買等損益	759,080,840	438,786,185
営業収益合計	1,021,554,095	781,156,503
営業費用		
受託者報酬	1,272,995	1,730,338
委託者報酬	70,014,660	95,168,472
その他費用	110,263	149,903
営業費用合計	71,397,918	97,048,713
営業利益又は営業損失（△）	950,156,177	684,107,790
経常利益又は経常損失（△）	950,156,177	684,107,790
当期純利益又は当期純損失（△）	950,156,177	684,107,790
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	25,553,399	31,317,776
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,981,592,599	4,629,492,885
剰余金増加額又は欠損金減少額	916,104,853	1,325,174,725
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	916,104,853	1,325,174,725
剰余金減少額又は欠損金増加額	188,481,174	326,575,157
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	188,481,174	326,575,157
分配金	4,326,171	5,157,479
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,629,492,885	6,275,724,988

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値または基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	第23期 [2025年10月20日現在]	第24期 [2026年 4月20日現在]
１． 期首元本額	3,577,143,987円	4,326,171,284円
期中追加設定元本額	972,833,946円	1,132,468,923円
期中一部解約元本額	223,806,649円	301,160,476円
２． 受益権の総数	4,326,171,284口	5,157,479,731口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第23期
自 2025年 4月22日
至 2025年10月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	238,734,459円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	228,119,533円
収益調整金額	C	2,956,438,251円
分配準備積立金額	D	1,528,117,614円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,951,409,857円
当ファンドの期末残存口数	F	4,326,171,284口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	11,445円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	4,326,171円

第24期
自 2025年10月21日
至 2026年 4月20日

１.運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

２.分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	290,175,440円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	362,614,574円
収益調整金額	C	4,046,387,855円
分配準備積立金額	D	1,873,322,366円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,572,500,235円
当ファンドの期末残存口数	F	5,157,479,731口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	12,743円
1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,157,479円

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	第24期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第23期 自 2025年 4月22日 至 2025年10月20日	第24期 自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	（１）有価証券 同左
	（２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。	（２）デリバティブ取引 同左
	（３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	（３）上記以外の金融商品 同左
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	753,868,537	431,054,370
親投資信託受益証券	23	32
合計	753,868,560	431,054,402

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第23期 ［2025年10月20日現在］	第24期 ［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.0701円 (20,701円)	2.2168円 (22,168円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ バミューダ インカム ファンド Ａ - クラス Ｙ(ＵＳＤ)	895,827.69	11,205,012,812	
投資信託受益証券 合計		895,827.69	11,205,012,812	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	9,821	10,079	
親投資信託受益証券 合計		9,821	10,079	
合計		905,648.69	11,205,022,891	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	［2026年 4月20日現在］
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,048,715,916
現先取引勘定	8,594,762,374
未収利息	40,143
流動資産合計	10,643,518,433
資産合計	10,643,518,433
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,361
流動負債合計	2,361
負債合計	2,361
純資産の部	
元本等	
元本	10,370,517,596
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	272,998,476
元本等合計	10,643,516,072
純資産合計	10,643,516,072
負債純資産合計	10,643,518,433

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[2026年 4月20日現在]
１．　期首	2025年10月21日
期首元本額	8,024,774,890円
期中追加設定元本額	2,724,890,353円
期中一部解約元本額	379,147,647円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ　ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	2,700,294,180円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国債券ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	22,207,516円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜ブラジルレアルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	1,326,922円
三菱ＵＦＪ　欧州ハイイールド債券ファンド　ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	4,850,169円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	2,515,903円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	4,289,171円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　新興国高利回り社債ファンド　通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	9,822円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年１回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,829円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　通貨選択シリーズ＜マネープールファンドＡ＞	18,459,540円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（毎月決算型）	9,821円

	[2026年 4月20日現在]
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜米ドルヘッジ型＞（年１回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ／ピムコ　トータル・リターン・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	9,821円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	98,223円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジあり＞（年１回決算型）	98,222円
米国バンクローン・オープン＜為替ヘッジなし＞（年１回決算型）	98,222円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	9,821円
ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　米国バンクローンファンド　米ドル円プレミアム（毎月分配型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３０（確定拠出年金）	4,185,274,241円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジあり＞（資産成長型）	9,820円
米国バンクローンファンド＜為替ヘッジなし＞（資産成長型）	9,821円
テンプルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜限定為替ヘッジあり＞（年２回決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,821円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年２回決算型）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤー・ファンド２０３５（確定拠出年金）	1,156,881,829円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜安定重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド	9,821円
＜ＤＣ＞ベイリー・ギフォード　ＥＳＧ世界株ファンド	9,822円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
ベイリー・ギフォード　インパクト投資ファンド（予想分配金提示型）	9,822円
三菱ＵＦＪ　インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
マネープールファンド（ＦＯＦｓ用）（適格機関投資家限定）	2,252,149,203円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ａコース（為替ヘッジなし）	9,821円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン　Ｂコース（為替ヘッジあり）	9,821円
三菱ＵＦＪ　ターゲット・イヤーファンド　２０３０	21,225,800円
合計	10,370,517,596円
２．　受益権の総数	10,370,517,596口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

１　金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年10月21日 至 2026年 4月20日
１.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第２条第４項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
３.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

２　金融商品の時価等に関する事項

区分	［2026年 4月20日現在］
１.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
２.時価の算定方法	（１）有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
３.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	［2026年 4月20日現在］
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0263円 (10,263円)

附属明細表

第１　有価証券明細表
(1)株式
該当事項はありません。
(2)株式以外の有価証券
該当事項はありません。
第２　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。
第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	3,218,043,723
Ⅱ　負債総額	1,801,183
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,216,242,540
Ⅳ　発行済口数	3,722,350,007口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8640
（10,000口当たり）	（8,640）

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	1,235,199,084
Ⅱ　負債総額	1,097,028
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,234,102,056
Ⅳ　発行済口数	1,172,908,072口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0522
（10,000口当たり）	（10,522）

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	42,118,056,442
Ⅱ　負債総額	276,722,552
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	41,841,333,890
Ⅳ　発行済口数	37,702,145,575口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1098
（10,000口当たり）	（11,098）

【ＰＩＭＣＯ　インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	11,813,559,297
Ⅱ　負債総額	99,089,071

Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,714,470,226
Ⅳ　発行済口数	5,276,720,122口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	2.2200
（10,000口当たり）	（22,200）

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

2026年 4月30日現在
（単位：円）

Ⅰ　資産総額	10,711,902,503
Ⅱ　負債総額	7,661
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	10,711,894,842
Ⅳ　発行済口数	10,435,039,477口
Ⅴ　1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0265
（10,000口当たり）	（10,265）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2026年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近５年間における資本金の額の増減はありません。

（２）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

①で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

⑥管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、（a）運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、（b）リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、（a）についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、（b）についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。
2026年 4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本　数 （本）	純資産総額 （百万円）
追加型株式投資信託	795	59,160,855
追加型公社債投資信託	17	1,641,581
単位型株式投資信託	61	277,526
単位型公社債投資信託	36	99,467
合　計	909	61,179,429

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)

		第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	※2	1,005	※2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	2,762	※1	2,581
器具備品	※1	1,045	※1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	※1	1,712	※1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		△23		△23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

(単位：百万円)

		第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)
(負債の部)				
流動負債				
預り金		474		567
未払金				
未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	※2	819	※2	1,817
未払費用	※2	10,352	※2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352

未払法人税等	3,187	4,562
賞与引当金	1,308	1,636
役員賞与引当金	259	307
その他	1	0
流動負債合計	26,761	33,606
固定負債		
退職給付引当金	1,654	1,726
役員退職慰労引当金	25	11
時効後支払損引当金	244	240
資産除去債務	1,444	1,460
その他	29	29
固定負債合計	3,398	3,467
負債合計	30,159	37,074
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
資本準備金	3,572	3,572
その他資本剰余金	41,160	41,160
資本剰余金合計	44,732	44,732
利益剰余金		
利益準備金	342	342
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,846	21,587
利益剰余金合計	13,189	21,929
株主資本合計	59,921	68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

（２）【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0

営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

（単位：百万円）

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204
その他	22	34
営業外収益合計	390	563
営業外費用		
投資有価証券償還損	7	10
時効後支払損引当金繰入	15	-
事務過誤費	7	23
賃貸関連費用	188	182

投資事業組合運用損		-		19
その他		9		0
営業外費用合計		227		236
経常利益		17,592		21,707
特別利益				
投資有価証券売却益		739		326
特別利益合計		739		326
特別損失				
投資有価証券売却損		138		14
投資有価証券評価損		-		37
固定資産除却損	※2	18	※2	2
固定資産売却損	※1	6		-
減損損失	※4	1,306		-
事業譲渡関連損失	※5	491		-
特別損失合計		1,961		54
税引前当期純利益		16,371		21,979
法人税、住民税及び事業税	※3	5,356	※3	6,780
法人税等調整額		△344		△312
法人税等合計		5,011		6,468
当期純利益		11,359		15,510

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			△45,747	△45,747	△45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359

別途積立金の取崩		△6,998	6,998	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△6,998	△27,390	△34,388	△34,388
当期末残高	342	—	12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			△45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△527	△527	△527
当期変動額合計	△527	△527	△34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921
当期変動額				
剰余金の配当		△6,770	△6,770	△6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			△6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

（重要な会計方針）

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2.金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　5年～50年
器具備品　3年～20年
投資不動産　3年～50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7.その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）
「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号　2026年1月9日　企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

（貸借対照表関係）

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

（損益計算書関係）

※1.固定資産売却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
器具備品	6百万円	―
計	6百万円	―

※2.固定資産除却損の内訳

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
建物	―	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	―	―
電話加入権	15百万円	―
計	18百万円	2百万円

※3.関係会社に対する主な取引
区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

※4.減損損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区（本社）	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。
現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。
なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

※5.事業譲渡関連損失
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	―	―	211,581
合計	211,581	―	―	211,581

2.配当に関する事項
(1)配当金支払額
2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 45,747百万円
② １株当たり配当額 216,218円
③ 基準日 2024年3月31日
④ 効力発生日 2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
① 配当金の総額 6,770百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 31,998円
④ 基準日 2025年3月31日
⑤ 効力発生日 2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 （株）	当事業年度増加 株式数 （株）	当事業年度減少 株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	211,581	－	－	211,581
合計	211,581	－	－	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

① 配当金の総額 6,770百万円
② １株当たり配当額 31,998円
③ 基準日 2025年3月31日
④ 効力発生日 2025年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 12,408百万円
② 配当の原資 利益剰余金
③ １株当たり配当額 58,647円
④ 基準日 2026年3月31日
⑤ 効力発生日 2026年6月26日

（リース取引関係）

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 （2025年3月31日現在）	第41期 （2026年3月31日現在）
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません（（注3）参照）。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	△1

(2)	有価証券	700	700	―
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	―
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	―
	資産計	49,805	49,803	△1

（注1）　「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　現金及び預金に含まれるコーラブル預金（定期預金）（貸借対照表計上額1,000百万円）の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額202百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	―	―	―
金銭の信託	1,650	―	―	―
未収委託者報酬	24,418	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)	有価証券	3,347	3,347	―
(2)	金銭の信託	3,151	3,151	―
(3)	投資有価証券	16,751	16,751	―
	資産計	23,250	23,250	―

（注1）　「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）　投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注3）　市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

（注4）　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（注5）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)　（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	―	―	―
金銭の信託	3,151	―	―	―
未収委託者報酬	29,726	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	―	―	―
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（（1）＊ 参照）。

レベル1の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	―	700	―	700
金銭の信託	―	1,650	―	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	―	10,099
資産計	2,601	9,849	―	12,450

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	―	3,347
金銭の信託	―	3,151	―	3,151
投資有価証券(＊)	5,740	10,711	―	16,451
資産計	7,739	15,210	―	22,950

（＊）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	―	―	0	300	―	―	300	―

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円であります。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	―	998	―	998
資産計	―	998	―	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1.子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2.その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	2,593	2,884	△290
	小計	2,593	2,884	△290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	―	―	―
	債券	―	―	―
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	―	―	―
	債券	1,999	1,999	△0
	その他	3,762	4,091	△328
	小計	5,761	6,090	△329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3.売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,780	326	14
合計	1,780	326	14

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円（その他有価証券のその他37百万円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%

以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
退職給付債務の期首残高	3,652 百万円	3,437 百万円
勤務費用	180	178
利息費用	47	67
数理計算上の差異の発生額	△207	△239
退職給付の支払額	△236	△286
過去勤務費用の発生額	―	―
退職給付債務の期末残高	3,437	3,157

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
年金資産の期首残高	2,492 百万円	2,350 百万円
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の発生額	△62	144
事業主からの拠出額	―	―
退職給付の支払額	△116	△154
退職給付制度終了に伴う調整額	△8	―
年金資産の期末残高	2,350	2,383

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	2,018 百万円	1,762 百万円
年金資産	△2,350	△2,383
	△332	△620
非積立型制度の退職給付債務	1,418	1,394
未積立退職給付債務	1,086	773
未認識数理計算上の差異	660	979
未認識過去勤務費用	△92	△27
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726
退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期 （自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
勤務費用	180　百万円	178　百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	△44	△42
数理計算上の差異の費用処理額	△43	△64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	△0	1
確定給付制度に係る退職給付費用	204	205

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7　%	67.8　%
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67
役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339

繰延税金資産　小計	2,290	2,603
評価性引当額	―	―
繰延税金資産　合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△648	△1,238
その他	△1	△2
繰延税金負債　合計	△649	△1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理
当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
1.当該資産除去債務の概要
建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。
2.当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
3.当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	―	―
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）
1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報
収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。
2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）
[セグメント情報]
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
1.製品及びサービスごとの情報
単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
2.地域ごとの情報
（1）営業収益
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。
3.主要な顧客ごとの情報
投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)
1.関連当事者との取引
(1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等
第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	42百万円	その他未払金	43百万円
						経営管理	経営管理手数料（注2）	508百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注3）	科目	期末残高（注3）
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算制度	グループ通算制度に伴う通算税効果額（注1）	251百万円	その他未払金	215百万円
						経営管理	経営管理手数料（注2）	647百万円		
						役員の兼任				

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注）1．グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
2．経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
3．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示して

おります。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,310百万円 451百万円	未払手数料 未払費用	952百万円 237百万円
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） コーラブル預金の預入（注3）	4,747百万円 1,000百万円	未払手数料 現金及び預金	1,115百万円 1,000百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	8,404百万円	未払手数料	1,572百万円

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注4）	科目	期末残高（注4）
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693百万円 460百万円	未払手数料 未払費用	1,169百万円 262百万円

同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038百万円	未払手数料	1,350百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745百万円	未払手数料	1,832百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

２．投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

３．預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

４．上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
１株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
１株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
当期純利益金額　（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額（百万円）	―	―
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数　（株）	211,581	211,581

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

①定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

②訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

①名称：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
②資本金の額：324,279百万円（2025年９月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 （2025年９月末現在）	③事業の内容
株式会社ＳＢＩ証券	54,323　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000　百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先

①名称：ピムコジャパンリミテッド
②資本金の額：13,411,674.44米ドル（2026年３月末現在）
③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

（３）再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

３【資本関係】

該当ありません。（2026年4月末現在）

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年12月26日	臨時報告書
2026年 1月19日	有価証券届出書の訂正届出書
2026年 1月19日	有価証券報告書
2026年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	鶴　見　将　史
指定有限責任社員　業務執行社員	公認会計士	田　嶋　大　士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
　　２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜円インカム＞（年２回分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
　取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（毎月分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2026年6月24日

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西郷　篤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）の2025年10月21日から2026年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＰＩＭＣＯ インカム戦略ファンド＜米ドルインカム＞（年２回分配型）の2026年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。